

目 次

◎会議録第1号（6月8日）議案説明

開 会	5
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	5
開 議	8
日程第2 会議録署名議員の指名	8
日程第3 会期の決定	8
日程第4 報告第1号 令和2年度松前町一般会計繰越明許費繰越 計算書の報告について	8
日程第5 報告第2号 令和2年度松前町水道事業会計予算繰越計 算書の報告について	10
日程第6 報告第3号 令和2年度松前町下水道事業会計予算繰越 計算書の報告について	11
日程第7 報告第4号 令和2事業年度松前町土地開発公社収支決 算の報告について	13
日程第8 請願第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関 する請願	15
日程第9 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（松 前町税条例等の一部を改正する条例）	15
日程第10 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（松 前町介護保険条例の一部を改正する条例）	17
日程第11 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（令 和3年度松前町一般会計補正予算（第2 号））	18
日程第12 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令 和3年度松前町一般会計補正予算（第3 号））	20
日程第13 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令 和3年度松前町一般会計補正予算（第4 号））	24
日程第14 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令 和3年度松前町国民健康保険特別会計補正 予算（第1号））	25

日程第15	議案第35号	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	26
日程第16	議案第36号	松前町手数料条例の一部を改正する条例……………	28
日程第17	議案第37号	土地改良事業の施行について……………	29
日程第18	議案第38号	令和3年度松前町一般会計補正予算（第5号）……………	30
日程第19	議案第39号	令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）……………	30
日程第20	議案第40号	令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	30
日程第21	議案第41号	令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	30
散 会		……………	33

◎会議録第2号（6月14日）一般質問

開 議		……………	38
日程第1	会議録署名議員の指名	……………	38
日程第2	一般質問		
	10番 藤岡 緑議員	……………	38
	5番 影岡 俊範議員	……………	45
	2番 西村 元一議員	……………	50
	14番 伊賀上明治議員	……………	62
散 会		……………	81

◎会議録第3号（6月21日）委員長報告

開 議		……………	86
日程第1	会議録署名議員の指名	……………	86
日程第2	請願第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願……………	86
追加日程第1	委員会提出議案第3号	地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書の提出について……………	87
日程第3	議案第35号	松前町国民健康保険税条例の一部を改正す	

		る条例……………	88
日程第 4	議案第36号	松前町手数料条例の一部を改正する条例……………	90
日程第 5	議案第37号	土地改良事業の施行について……………	91
日程第 6	議案第38号	令和 3 年度松前町一般会計補正予算（第 5 号）……………	92
日程第 7	議案第39号	令和 3 年度松前町国民健康保険特別会計補 正予算（第 2 号）……………	92
日程第 8	議案第40号	令和 3 年度松前町後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 1 号）……………	92
日程第 9	議案第41号	令和 3 年度松前町介護保険特別会計補正予 算（第 1 号）……………	92
日程第10	議案第42号	松前小学校放課後児童クラブ新築建築主体 工事請負契約の締結について……………	98
閉 議		……………	108
町長挨拶		……………	108
閉 会		……………	109

6月8日（第1号）

令和3年松前町議会第2回定例会会議録

令和3年6月8日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
産業建設部長	渡部博憲
出納局長	横山眞史
教育委員会 事務局長	仙波晴樹
財政課長	金子貴徳
税務課長	楠田匡志
町民課長	重松修平
保険課長	山田運
まちづくり課長	山田善仁

上下水道課長 中 村 慶 彦

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 柏 原 正

議会事務局
書 徳 本 敏 子

令和3年松前町議会第2回定例会

議事日程表

No. 1

	令和3年6月8日(火)	午前9時30分	開議
	開 会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
	開 議		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	報告第1号	令和2年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
	上程	報告	質疑
日程第5	報告第2号	令和2年度松前町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
	上程	報告	質疑
日程第6	報告第3号	令和2年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
	上程	報告	質疑
日程第7	報告第4号	令和2事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告について	
	上程	報告	質疑
日程第8	請願第1号	地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願	
	上程	委員会付託(総務産業建設)	
日程第9	議案第29号	専決処分の承認を求めることについて(松前町税条例等の一部を改正する条例)	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第10	議案第30号	専決処分の承認を求めることについて(松前町介護保険条例の一部を改正する条例)	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第11	議案第31号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度松前町一般会計補正予算(第2号))	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第12	議案第32号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度松前町一般会計補正予算(第3号))	
	上程	提案理由説明	質疑 討論 採決

日程第13	議案第33号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松前町一般会計補正予算（第4号））
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第14	議案第34号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第15	議案第35号	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第16	議案第36号	松前町手数料条例の一部を改正する条例
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（文教厚生）
日程第17	議案第37号	土地改良事業の施行について
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（総務産業建設）
日程第18	議案第38号	令和3年度松前町一般会計補正予算（第5号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第19	議案第39号	令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第20	議案第40号	令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第21	議案第41号	令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）

午前9時30分 開会

○議長（加藤博徳） ただいまから令和3年松前町議会第2回定例会を開会いたします。

~~~~~

#### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（加藤博徳） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

今年は、平年より21日も早く5月15日に梅雨入りしました。統計史上最も早い梅雨入りだそうです。5月20日には、早々と梅雨前線による大雨のため、松前町に洪水警報が発令されるなど、大雨等に十分警戒しなければならない時期を迎えました。

また、町内の田んぼでは、田植の準備にいそしむ農家の方々に活気に満ちています。今年も実り多い秋が迎えられるよう願っております。

本日、令和3年松前町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきありがとうございました。

本議会におきましては、令和3年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しまして、愛媛県内の感染者数が徐々に減少傾向に向かいつつあることから、先月22日国において、愛媛県のまん延防止等重点措置の適用が解除され、また県においても6月1日から感染対策期が感染警戒期特別警戒期間に切り替えられました。

しかしながら、全国的に感染が拡大している中、県内への持ち帰りなどによる感染の再拡大が懸念されるほか、感染力が強い変異株への警戒が必要ですので、町民の皆様におかれましては、引き続き感染回避行動を徹底していただきますようお願いいたします。

また、議会におかれましては、4月23日開催の議員全員協議会におきまして、新型コロナウイルス感染症対策に関し、専決処分を認める旨の意向を示していただき、これを受けて感染拡大の影響を受けている地域経済の支援等に係る補正予算の専決処分をさせていただきました。おかげで、新型コロナウイルス感染症対策にスピード感のある対応ができたと思っています。心から感謝を申し上げます。

なお、今議会には、その承認に係る議案を提出させていただいております。

それでは、令和3年第2回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、町が発令する避難情報の変更について申し上げます。

先月20日に災害対策基本法が改正され、市町村が発令する避難情報が大きく変わりました。

た。まず、警戒レベル4における避難勧告と避難指示が避難指示に一本化され、避難勧告は廃止されました。これは、避難指示に一本化することで避難すべきタイミングであることを的確に伝え、逃げ遅れによる被災者の発生を防ぐため、改正されたものです。

今後は、大雨等で災害発生のおそれが高い警戒レベル4の状況で町が避難指示を発令しますので、発令された場合は、危険な場所から必ず避難してください。

また、警戒レベル3における避難準備・高齢者等避難開始が高齢者等避難に、警戒レベル5における災害発生情報が緊急安全確保に名称変更されました。なお、警戒レベル5における緊急安全確保の段階になると、災害が切迫しているか、既に災害が発生している状況になっていますので、その時点の避難は困難です。したがって、避難指示が発令されたら避難するという心を心がけていただきますようお願いいたします。

次に、新型コロナワクチン接種について申し上げます。

先月6日から75歳以上の方の接種予約の受付を開始し、13日からは65歳から74歳の方の予約受付を開始しました。受付開始直後は想定以上に電話が混み合い、つながりにくい状況が発生しましたので、今月1日からはコールセンターの回線を増設し対応しています。

5月18日からは1回目の接種を開始し、昨日までに6,352人に1回目の接種を実施しています。なお、この中には医療従事者や町内の高齢者施設の従事者で町外の方が一部含まれています。これらの皆様については、6月中に2回目の接種も完了する予定です。

なお、国から、高齢者向け接種を7月末までに完了させるよう強い要請がありましたので、町内医療機関の御協力を得て、1日の接種枠を増やしました。何としても7月中に接種を完了したいと考えていますので、現時点でまだ1回目の予約をしていない町内の65歳以上の高齢者の皆様は、速やかに接種を予約していただき、7月中の接種を受けていただきますようお願いいたします。

次に、高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について申し上げます。

本年4月8日から、感染により重症となるリスクが特に高い高齢者や障がい者の皆様への感染拡大を防ぐため、入所系の高齢者福祉施設や障がい者施設、救護施設等に新たに入所される方や各施設の職員を対象に、施設の設置者が実施するPCR検査等に係る経費を補助する事業を実施しています。現在、町内4施設で実施し、34名の皆様がPCR検査等を受けました。

また、6月1日からは、県が行う高齢者施設等における検査費用助成の補助対象が拡充されるとともに、これまで県と市町がそれぞれ別個に補助を行っていたものを、補助を行う市町を県が補助する間接補助の形に改められました。

これにより、補助申請の手続の窓口が市町に一本化され、施設設置者にとってシンプルで分かりやすい補助体制となりました。

また、町の予算を増額する必要が生じたため、予算の補正を9月議会に提案することとしています。

引き続き、施設設置者に対して、当事業を活用したPCR検査等の実施を積極的に呼びかけ、入所系の高齢者福祉施設等における感染拡大防止を図ります。

次に、新型コロナウイルス感染症により経済的ダメージを受けた町内中小企業者等の支援について申し上げます。

まず、漁協や漁業者への支援として、漁業設備や漁具その他の物品を整備する経費に対し補助し、漁業者の経営の安定を図ります。また、事業者の雇用維持の支援として、事業者が国の雇用調整助成金等の申請事務を社会保険労務士に委託するのに要する経費を補助するとともに、支給決定を受けた雇用調整助成金の事業主負担部分に県と連携して助成金を支給する事業を実施し、労働者の雇用の安定と事業活動の継続を図ります。

さらに、県からの要請に応じて営業時間短縮を実施した酒類等を提供する飲食業者に対し、県と連携して協力金を支給する事業を実施するほか、コロナ禍において売上げが減少しながらも、3密回避をはじめとするコロナ対策に取り組む町内事業者を支援するため、応援金を給付します。

このほか、事業者のコロナ対策のための衛生環境整備と、アフターコロナを見据えた新たなビジネスチャレンジに対し補助金を交付します。

こうした支援事業を実施し、地域経済の維持、回復を図ります。

なお、県による酒類を提供する飲食業者に対する営業時間短縮要請に伴い、4月26日から先月31日までの36日間、職員が対象店舗について毎日見回り活動を行い、感染拡大防止を呼びかけるとともに、営業時間短縮の実施状況を確認いたしました。

次に、東京2020オリンピック聖火リレーについて申し上げます。

4月21日に、思い通りを会場に、6名のランナーが青空の下、トーチを掲げました。新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、松山市での走行が中止されるなど、様々な制約や不安がある中での聖火リレーでしたが、第1走者を務めた岡田中学校の河野愛禾さんは、世界中で暗い話が多いけれど、五輪でみんなが明るくなれたらとの願いを込め、笑顔で走り抜けました。同じく松前町選出の第6走者で、大学在学中には箱根駅伝にも出場し活躍した永田出身の小笠原峰士さんは、貴重な経験ができ、自信を持って今後の社会人生を送ることができそう、聖火をリレーでつないだように、つなぎ役として貢献できるよう頑張りたいと、大役を終えた後、力強く語ってくれました。

大きな混乱もなく、無事に聖火リレーを実施することができ、御協力をいただきました関係機関の皆様に対しまして心からお礼を申し上げます。

次に、松前町夏祭りの中止について申し上げます。

誠に残念ながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、今年も祭りを中止するこ

とが、松前町夏祭り実行委員会において決定されました。

今年も、松前町の夏の風物詩であるはんざり競漕やまさき音頭を実施できないことを大変寂しく思います。特にはんざりは、全国放送のテレビ番組で取り上げられるなど、知名度も次第に上がってきているだけに非常に残念です。来年こそはコロナ禍が終息し、これまでよりも盛り上がる夏祭り、より熱い夏になることを願っています。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には報告案件4件、専決処分の承認6件、条例案件2件、予算案件4件、その他議決を求めるもの1件、合わせて17件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名します。

4番曾我部秀司議員、5番影岡俊範議員、以上、両議員を指名いたします。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（加藤博徳） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る6月1日の議会運営委員会で協議の結果、本日から6月21日までの14日間と決定しました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月21日までの14日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第4 報告第1号 令和2年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（加藤博徳） 日程第4、報告第1号令和2年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第1号令和2年度松前町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものです。

内容につきましては、金子財政課長に説明をさせます。

○議長（加藤博徳） 金子財政課長。

○財政課長（金子貴徳） それでは、報告第1号について補足して説明いたします。

報告書の3ページをお開きください。

令和2年度一般会計繰越明許費につきまして、令和2年度補正予算において繰越限度額の議決をいただいておりますが、令和3年度への繰越額が確定したことにより報告するものです。

なお、繰越決算書の金額欄は、補正予算で承認された限度額となっています。

初めに、2款3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳等管理は、法律の一部改正により既存住基システムの改修の変更が生じ、年度内の改修の完了が見込めなくなったため、358万6,000円を繰り越しました。

次の4款1項保健衛生費の総合行政システム改修は、新型コロナウイルスワクチンの接種記録において、国の改修スケジュールが年度を超えたため100万円を繰り越しました。

続いて、3項上水道費の水道事業繰出金は、水道事業会計における浄水場整備事業が繰越しとなったため、その財源として一般会計が負担することとしている出資金の年度内の出資が見込めず1,460万円を繰り越しました。

次の6款1項商工費の地域産業力強化支援は、愛媛県の上乗せ補助を行うもので、愛媛県の事業が延長となったため、82万3,000円を繰り越しました。

次の7款2項道路橋りょう費の橋梁長寿命化修繕は、令和3年度修繕工事予定箇所を前倒して予算化したため、1,389万5,000円を繰り越しました。

続いて、舗装長寿命化修繕は、上水道工事との調整に時間を要したため、年度内での完成が見込めず4,240万円を繰り越しました。

続いて、町道整備は、2次製品の制作、伊予鉄道との協議や地元の調整に不測の日数や時間を要したため、年度内での完成が見込めず4,450万円を繰り越しました。

続いて、5項都市計画費の公園整備は、入札不調により年度内での完成が見込めず400万円を繰り越しました。

続いて、筒井地区雨水対策は、上水道工事との調整や土地所有者との協議に時間を要したため、年度内の完成が見込めず6,953万円を繰り越しました。

続いて、下水路等整備は、占用協議に不測の日数を要したため、年度内での完成が見込めず1,390万円を繰り越しました。

続いて、6項住宅費の公営住宅等長寿命化計画策定は、町営住宅の活用手法の方針決定について不測の日数を要したため、年度内での完了が見込めず396万円を繰り越しました。

次の9款3項中学校費の松前中学校解体は、令和2年度末において工期が不足する可能性があったため、繰越しを予定しておりましたが、年度内に事業が完了しましたことから繰越しは行いませんでした。

この結果、繰越限度額2億7,859万7,000円に対し、翌年度繰越額は6,640万3,000円減の2億1,219万4,000円となりました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 報告で質疑しかないんで、ちょっとお聞きしたいんですけど、この繰越明許費です。これ大方、工事関係が多いんですけど、業者に対して迷惑っちゃうかそういうふうなものはかかってないかどうかということと、いろんな理由がありますが、かなり金額的にも多いんで、今後もうちょっと計画を綿密に練っていただいて、繰越明許費がないようにしていただきたいんですけど、ここで質疑というんは、業者に対して迷惑がかかってないかどうかということをお聞きしたいんですが。

○議長（加藤博徳） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） 村井議員の御質問の、業者に対して迷惑がかかってないかについてですが、繰越しの際に工期延期願等、業者と請負の契約等も行いまして、業者のほうと認識の相違がないような形で繰越しを行っております。契約行為を行っておりますので、その点はないものと確認しております。

（11番村井慶太郎議員「分かりました」の声あり）

○議長（加藤博徳） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） ないようですので、報告第1号を終わります。

~~~~~

## 日程第5 報告第2号 令和2年度松前町水道事業会計予算繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（加藤博徳） 日程第5、報告第2号令和2年度松前町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第2号令和2年度松前町水道事業会計予算繰越計算書について報告いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものです。

内容につきましては、中村上下水道課長に説明をさせます。

○議長（加藤博徳） 中村上下水道課長。

○上下水道課長（中村慶彦） 報告第2号について補足して説明をいたします。

報告書の7ページをお開きください。

令和2年度水道事業会計予算の繰越しにつきまして、令和3年度への繰越額が確定したことにより、報告をいたします。

1款1項建設改良費第6次拡張事業、予算計上額1億8,000万円、翌年度繰越額は1億2,640万円です。内訳といたしましては、（仮称）松前町浄水場整備事業の工事請負費になります。

理由としましては、関係機関等との協議、その調整に日数を要したために繰り越しました。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

報告第2号を終わります。

~~~~~

日程第6 報告第3号 令和2年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（加藤博徳） 日程第6、報告第3号令和2年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第3号令和2年度松前町下水道事業会計予算繰越計算書について報告いたします。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、報告するものです。

内容につきましては、中村上下水道課長に説明をさせます。

○議長（加藤博徳） 中村上下水道課長。

○上下水道課長（中村慶彦） 報告第3号について補足して説明をいたします。

報告書の11ページをお開きください。

令和2年度下水道事業会計予算の繰越しにつきまして、令和3年度への繰越額が確定したことにより、報告をいたします。

1款1項建設改良費公共下水道管渠整備事業、予算計上額4億940万円、翌年度繰越額は2億5,288万円です。内訳としましては、委託料が下水道管渠設計業務1件、また工事請負費におきまして管渠工事が5件、舗装工事が5件、水道管移設工事が4件です。

繰越しの理由といたしまして、委託業務につきましてはルートを選考や工法選定の協議に不測の日数を要したため繰越しをいたしました。

工事につきましては、交通整理員の確保に時間を要したことや、工程について近接で施工していた工事との調整に時間を要したことにより繰越しとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 度々すみません。

これは報告で終わってしまうんで、予算が4億円、ほいで翌年度に繰越しするんが2億5,000万円、これ半分以上。企業債もお金も借りて2億円。事業として、今理由的なんは言うてくれたんやけど、ガードマンがおらんとかそんなんが理由になって延期になって繰越しできる、それは業者のほうの不手際で、行政がする言い訳じゃないような気がするんやけど、この4億円の予算に対して2億5,000万円からの繰越しして、企業債もお金も借りとんでしょ、2億円から。ちょっとあんまりにもパーセンテージ的に多いような気がするんやけど、今後の進捗いうんはどういうふうになっとんですか。

○議長（加藤博徳） 渡部公営企業部長。

○公営企業部長（渡部博憲） 村井議員御質問の、今後の進捗でございます。

下水道の整備に関しましては、平成29年に早期概成ということで国費の充当がある間に邁進をして整備を進めていくという方針で、現在国の補助率もよい形で補助率をいただいております。公営企業として補助がいただける間に基盤となる管渠の整備を補助事業で行っていくという考え方は、そういう考えで進めております。

しかしながら、やはり先ほど言われた一般会計からの関係の予算もございますので、持続可能な形で今後は事業を進めていくような考えではあります。ですから、繰越しについては、そういう点において来年度以降は若干減る形で推移していくんじゃないかなろうかとは思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） よろしいでしょうか。

（11番村井慶太郎議員「はい」の声あり）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

報告第3号を終わります。

~~~~~

日程第7 報告第4号 令和2事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告について  
（上程、報告、質疑）

○議長（加藤博徳） 日程第7、報告第4号令和2事業年度松前町土地開発公社収支決算の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第4号令和2事業年度松前町土地開発公社収支決算について報告いたします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告をするものです。

内容につきましては、金子財政課長に説明をさせます。

○議長（加藤博徳） 金子財政課長。

○財政課長（金子貴徳） 報告第4号について補足して説明いたします。

報告書の16ページをお開きください。

初めに、1、概要です。

土地造成事業において、令和2事業年度は事業を行いませんでした。

次に、2、理事会の議決事項、次のページの3、役員に関する事項及び4、行政官庁認可事項は、それぞれ記載のとおりとなっています。

続いて次のページ、18ページからは、公社の決算状況になります。

まず、(1)収益的収入及び支出は、公社の事業活動に伴う収益と費用になります。令和2事業年度の収入は、第1款第1項受取利息の決算額が4,563円で、収入合計も同額です。次に、支出は、第1款第1項販売費及び一般管理費の決算額が4万2,750円で、理事会及び幹事会の開催経費になります。

次の第2款第1項支払い利息の決算額は、長期借入金の利息21万499円です。

次の、第3款第1項予備費の支出はありませんでしたので、支出合計は25万3,249円でした。

次に、19ページの(2)資本的収入及び支出です。

長期借入金5,262万5,000円を償還するために、同額の長期借入れを行いました。

次の、20、21ページは、決算の収支明細書になりますので、御参照ください。

続いて次のページ、22ページを御覧ください。

これは、令和2事業年度の損益計算書で、公社の経営成績を明らかにするものです。

まず、1、事業収益と2、事業原価は該当がなく、事業総利益はありませんでした。

次に、3、販売費及び一般管理費は4万2,750円で、同額が事業損失になります。

次に、4、事業外収益は受取利息で4,563円になり、5、事業外費用は長期借入金の利息21万499円です。

この結果、24万8,686円が経常損失となり、当期純損失も同額となりました。

続いて23ページは、事業年度末における貸借対照表で、公社の財政状況を明らかにするものです。

まず、表左側の資産の部では、1、流動資産のうち現金及び預金が1,156万3,476円、開発中土地が5,540万6,866円で、流動資産合計は6,697万342円となっています。

続いて、表右側の負債の部です。

事業資金として借入れている長期借入金5,262万5,000円が負債合計になります。

次に、資本の部です。

1、資本金は松前町からの出資金500万円が資本金合計となります。2、準備金は、前期繰越準備金の959万4,028円から当期純損失の24万8,686円を差し引いた934万5,342円となっています。

この結果、資本合計は1,434万5,342円に、また負債資本合計は6,697万342円となり、左側の資産合計の額と一致します。

次のページ、24ページからは、令和2事業年度中におけるキャッシュフロー計算書になります。

これは、事業年度における現金及び現金同等物の動きを活動区分ごとに整理したもので、期間中の現金等の増減と期末残高を示すものです。

なお、現金同等物は、定期預金について満期日が3か月以内のものを対象としているため、6、現金及び現金同等物期末残高と前のページの貸借対照表流動資産での現金及び預金との額は一致していません。

このほか、次のページ、26ページの財産目録は、公社が保有する資産と負債を整理したもので、23ページの貸借対照表にある財産の関係を再度掲載したのになりますので、御参照願います。

次のページの附属明細書は、29ページから32ページにかけて、ここまで説明した決算書類の参考資料となります。

最終の33ページには、決算審査意見書を添付しております。

なお、当決算につきましては、本年5月14日に土地開発公社理事会を開催し、決算認定を受けております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

報告第4号を終わります。

~~~~~

日程第8 請願第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願（上程、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第8、請願第1号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願を議題とします。

請願につきましては、お手元にお配りしております請願書の写しのとおりです。

お諮りします。

請願第1号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本請願は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

ここで理事者の交代をいたしますので、その場で暫時休憩をお願いいたします。

午前10時10分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（加藤博徳） それでは、再開いたします。

~~~~~

日程第9 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例等の一部を改正する条例）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第9、議案第29号専決処分の承認を求めることについて（松前町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第29号について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和3

年4月1日から施行されることに伴い、緊急に実施する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町税条例等の一部を改正する条例を専決第2号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、楠田税務課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認をいただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 楠田税務課長。

○税務課長（楠田匡志） 失礼します。

議案第29号専決第2号について補足して説明をいたします。

議案書でいいますと37ページから、参考資料は1ページから概要を記載しております。

今回の改正は、令和3年度税制改正によるものです。税目ごとに項ずれ、規定の整備等についての説明は割愛させていただき、重要な変更箇所だけ重点的に説明させていただきたいと思っております。

まず、参考資料のほうで改正の概要を説明いたしたいと思えます。

まず、個人住民税に関する主なものとしまして、1ページなんですけども、条でいいますと第24条第2項と第36条の3の3第1項、あと次のページになるんですけども、2ページ、附則第5条第1項、これらにつきましては今回の改正に伴い均等割などの非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しを行っております。

令和2年度の地方税法の改正で、扶養控除についてその対象となる扶養親族から30歳以上70歳未満の国外に居住する親族を除くこととなったことに伴いまして、個人住民税の均等割、所得割の非課税限度額についても扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様にすることになりました。

続くんですけども、また1ページのほうに戻っていただきまして、第36条の3の2第4項と第36条の3の3第4項と、2ページになるんですけども、第53条の9第3項と第4項では、今回の改正に伴い扶養親族申告書等の電子提出に係る税務署長の承認が廃止になりましたので、このものを規定しております。

次に、3ページをお開きください。

固定資産税に関する主なものとしまして、附則第11条の2と附則第12条、続いて附則第13条では、法律改正に併せまして土地の価格等の特例の適用年度の改正を行っております。主に令和5年度まで延ばしたということの内容となっております。

続きまして、4ページをお開きください。

今度は、軽自動車税に関する主なものとしまして、附則第15条の2では、法律改正に併せ軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を9か月延長しております。

同じく、附則第16条では、法律改正に併せ軽自動車税の種類別グリーン化特例のうち、

50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定した上で、特例の期限を2年延長しております。

あと、個人住民税に関してもう一つ、附則第25条第2項では、法律改正に併せまして新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の適用拡大、あと年度の延長を行っております。

最後になるんですけども、5ページになります。

附則におきまして、施行期日と町民税、固定資産税、軽自動車税の区分ごとに経過措置を規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第29号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第10 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（松前町介護保険条例の一部を改正する条例）（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第10、議案第30号専決処分の承認を求めることについて（松前町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第30号について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した者に係る令和3年度の介護保険料の減免を緊急に実施する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、松前町介護保険条例の一部を改正する条例を専決第6号として別紙のとおり専決処

分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、山田保険課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 山田保険課長。

○保険課長（山田 運） 議案第30号について補足して説明します。

議案書の73ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した方々に対する令和3年度の介護保険料を減免するため、松前町介護保険条例の一部を改正するものです。

改正の概要としましては、対象となる保険料は令和2年度分及び令和3年度分の保険料であって、普通徴収においては納期限、特別徴収においては特別徴収対象年金給付の支払い日が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に設定されているものです。

対象者の要件は、令和2年度と変更ありません。

減免の申請期限は、令和4年5月31日までです。

この条例は、公布の日から施行します。

説明は以上です。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第30号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第11 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松前町一般会計補正予算（第2号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第11、議案第31号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松前町一般会計補正予算第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第31号について提案理由を申し上げます。

高齢者福祉施設等における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための経費が緊急に必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度松前町一般会計補正予算第2号を専決第3号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、金子財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 金子財政課長。

○財政課長（金子貴徳） 議案第31号専決第3号について補足して説明いたします。

議案書の79ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,650万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ115億793万4,000円になります。

初めに、歳出について説明いたします。

議案書の91ページと、参考資料の7ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費、補正額2,650万5,000円は、高齢者福祉施設等感染症検査費用補助に係る費用を計上しています。

内容は、参考資料でお示ししているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するため、高齢者福祉施設等の新規入所者及び従事者に係るPCR検査、または抗原定量検査の費用を負担する施設に対する高齢者福祉施設等新型コロナウイルス感染症検査費用補助金になります。

続いて、歳入について説明いたします。

議案書の90ページをお開きください。

14款2項1目1節総務管理費国庫補助金、補正額2,385万5,000円は、歳出に計上した高齢者福祉施設等新型コロナウイルス感染症検査費用補助金に対する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金。その下の段、2目1節社会福祉費国庫補助金、補正額265万円は、同じく歳出に計上した高齢者福祉施設等新型コロナウイルス感染症検査費用補助金に対する疾病予防対策事業費等補助金となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第31号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第12 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松前町一般会計補正予算（第3号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第12、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松前町一般会計補正予算第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第32号について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を行うための経費が緊急に必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度松前町一般会計補正予算第3号を専決第4号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、金子財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 金子財政課長。

○財政課長（金子貴徳） 議案第32号専決第4号について補足して説明いたします。

議案書の97ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億7,265万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ116億8,059万1,000円になります。

初めに、歳出について説明いたします。

議案書の109ページと、参考資料の9ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費、補正額385万円は、町民課窓口の感染症対策として自動受付システムを導入するためのシステム構築等委託料と、受付端末機等の購入費を計上しています。

次に、議案書は4段目、参考資料は10ページをお開きください。

5款2項2目水産業振興費、補正額502万円は、水産業事業継続支援として新型コロナウイルス感染症対策漁業経費支援事業費補助金を計上しています。

次に、6款1項3目緊急経済対策費、補正額1億2,196万5,000円は、新型コロナウイルス緊急経済対策として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも事業の継続及び雇用の維持を図る中小企業者への各種支援施策に係る費用を計上しています。

次に、議案書は110ページ、参考資料は11ページをお開きください。

9款1項3目諸費、補正額680万7,000円は、参考資料11ページ掲載の2事業の合計になります。学校休業時等における学びを保障するため、オンライン学習環境の整備支援として、モバイルルーター用インターネット回線利用料やビデオカメラ、プロジェクター、モバイルルーターなど、関連備品の購入費を計上しています。

次に、参考資料は12ページをお開きください。

9款2項1目学校管理費、補正額400万円は、各小学校における教育活動を継続するための感染症対策及び教職員のICT活用研修支援に係る費用を計上しています。

次に、9款2項2目教育振興費、補正額21万円は、経済的理由により就学が困難と認められる児童の保護者に支給する学校休業時等のオンライン学習通信費を計上しています。

次に、参考資料は13ページをお開きください。

9款3項1目学校管理費、補正額200万円は、先ほどの小学校と同様に各中学校における教育活動を継続するための感染症対策及び教職員のICT活用研修支援に係る費用を計上しています。

次に、9款3項2目教育振興費、補正額13万5,000円は、先ほどの小学校と同様に経済的理由により就学が困難と認められる生徒の保護者に支給する学校休業時等のオンライン学習通信費を計上しています。

次に、参考資料は14ページをお開きください。

9款5項1目社会教育総務費、補正額2,867万円は、社会教育施設感染症対策として、町社会教育施設の設備改修や備品整備に係る費用を計上しています。

続いて、歳入について説明いたします。

議案書の108ページをお開きください。

14款2項1目1節総務管理費国庫補助金、補正額1億3,622万7,000円は、各対象事業に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,658万4,000円と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠5,964万3,000円になります。

次に、15款2項5目1節商工費県補助金、補正額2,440万1,000円は、各対象事業に係るえひめ版応援金（県・市町連携事業）事業費補助金1,702万1,000円と、愛媛県新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金事業費補助金738万円になります。

次に、19款1項1目1節繰越金、補正額1,202万9,000円は、不足する財源としての計上となります。

また、既に歳出予算を計上している新型コロナウイルス対策経費について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となるものに充てています。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 度々申し訳ございません。

これは継続事業で、お聞きしたいんは就学援助の、ちょっと聞きにくいんですけど、就学が困難と認められる児童の保護者にということがあるんやけど、就学が困難と認められるというんは、ある程度線があると思うんやけど、その線引きの、どういうふうな人が認められるんかっちゃうとこと、誰が認めてこれやと認定するんかというのをお聞きしたいんじゃけど。

○議長（加藤博徳） 仙波教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（仙波晴樹） 村井議員さんの質問にお答えいたします。

準要保護というのは、所得に対して一定の基準を基に決められた児童や生徒となります。その方の保護者に対して、一定の授業に必要な教材とか、そういうふうなお金に関して保護するようなものとなっております。

もう一つ……

（11番村井慶太郎議員「誰が決めるんか」の声あり）

あと、その分に関しましては、決める方に関しては申請をしていただいて、教育委員会のほうで決定のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） どうもありがとうございました。

あと、ちょっと1点漏れがあったと思うんやけど、この就学が困難ということの線引きよね。収入がということなんやけど、経済的にということなんやけど、その線、ある一定の線があると思うんやけど、年収が何ぼとかそういうふうなんを決めるんやけど、その決め方、その線引きのどういうラインを基準に困難と認められるんかどうかというんをお聞きしたいんやけど。

○議長（加藤博徳） 仙波教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（仙波晴樹） 線引きに関しましては、ちょっと今手元に資料がご

ざいせんけど、ある程度の所得の基準というのを決めておりますので、その基準に応じて線を引かさせていただいております。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） ありがとうございます。

そういう基準があるんで、それ申請したいんやということで保護者が来られたときに、ある程度の基準があるんで、いや、うちはもう基準外じゃわいということで申請もせんのか、基準外でももしかしたら認めてくれるけん申請したほうがええんかというようなことはどういうふうになってます。

もうきれいに線を引いて、線より外やけん、うちはもう申請しても無理じゃということで申請もせずにあれするんか、ちょっと外やけど申請してみても、教育委員会が認めてくれるかどうかというところで申請もしたい人もおると思うんやけど、そういうところはどのようなお考えでおるんですか。

○議長（加藤博徳） 暫時休憩。

午前10時40分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

仙波教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（仙波晴樹） 失礼しました。

対象者につきましては、前年の所得とか家族構成等で確定しておりますので、自動的に決まるような形にはなろうかと思えます。

あと、学校のほうにおいても対象者に関しましてはお声がけする場合のときもあるようなこともあります。

以上です。

（11番村井慶太郎議員「ありがとうございました」の声あり）

○議長（加藤博徳） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第32号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いた

しました。

~~~~~

**日程第13 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松前町一般会計補正予算（第4号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）**

○議長（加藤博徳） 日程第13、議案第33号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松前町一般会計補正予算第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第33号について提案理由を申し上げます。

愛媛県による酒類を提供する飲食店に対する営業時間短縮要請の期間が延長されたため、協力店舗に対する協力金を交付する経費が緊急に必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度松前町一般会計補正予算第4号を専決第7号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

内容につきましては、金子財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 金子財政課長。

○財政課長（金子貴徳） 議案第33号専決第7号について補足して説明いたします。

議案書の119ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2,629万円を追加し、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117億688万1,000円になります。

初めに、歳出について説明いたします。

議案書の131ページと、参考資料の15ページをお開きください。

6款1項3目緊急経済対策費、補正額2,629万円は、新型コロナウイルス緊急経済対策に係る費用を計上しています。

内容は、参考資料でお示ししているとおり、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく県の協力要請に応じて時間短縮要請の延長期間である令和3年5月20日から5月31日に酒類を提供する店舗の営業時間短縮等に協力した事業者へ支給する延長期間分の協力金と支給に係る事務経費となっています。

続いて、歳入について説明いたします。

議案書の130ページをお開きください。

14款2項1目1節総務管理費国庫補助金、補正額2,079万9,000円は、歳出に計上した愛媛県新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金及びその事務費に対する新型コロナウ

イルス感染症対応地方創生臨時交付金の協力要請推進枠になります。

次に、15款2項5目1節商工費県補助金、補正額306万1,000円は、同じく歳出に計上した愛媛県新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金及びその事務費に対する愛媛県新型コロナウイルス対策営業時間短縮等協力金事業費補助金になります。

次に、19款1項1目1節繰越金、補正額243万円は、不足する財源としての計上となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第33号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第14 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第14、議案第34号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第34号について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給を緊急に実施する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度国民健康保険特別会計補正予算第1号を専決第5号として別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

内容につきましては、山田保険課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただ

きますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 山田保険課長。

○保険課長（山田 運） 議案第34号について補足して説明します。

議案書の149ページをお開きください。

歳出については、2款5項1目傷病手当金34万円の増は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金を支給するためのものです。

次に、歳入ですが、148ページを御覧ください。

3款1項1目保険給付費等交付金34万円の増は、傷病手当金の財源となるものです。

説明は以上です。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第34号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第15 議案第35号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第15、議案第35号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第35号について提案理由を申し上げます。

松前町国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、国民健康保険税率を引き上げるものです。

松前町国民健康保険事業は、1人当たりの医療費が年々増加する一方、被保険者が減少しているため、非常に厳しい財政状況になっています。現行税率のままでは、令和4年度以降の予算編成時に大幅な歳入不足となることから、令和3年度から税率の引上げを行お

うとするものです。

なお、コロナ禍により町民の皆様の収入が減少している現状を踏まえ、引上げは段階的に行うこととし、今回の改正は部分的な引上げにとどめています。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第35号について補足して説明をいたします。

議案書151ページ、参考資料17ページをお開きください。

今回の改正は、国民健康保険税率を引き上げることにより、松前町国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、所要の改正を行うものです。

改正に当たっては、コロナ禍の影響を考慮し、前年度繰越金による財源充填を行い、県が示す市町村の算定基準に基づく標準保険税率よりも低い税率を設定することで大幅な保険税率の上昇を避け、被保険者への負担軽減を図っています。

改正の概要ですが、議案書151ページ第3条から152ページの第5条の2にかけて、国民健康保険の被保険者に係る所得割率や均等割額等を下線に示すとおりそれぞれ改めるほか、152ページの第6条、第8条において、後期高齢者支援金分や介護納付金分についても所得割率をそれぞれ改めます。

議案書153ページの第23条からは、国民健康保険税の軽減世帯における均等割額や平等割額等を下線に示すとおりそれぞれ改めるものです。

参考資料17ページに改正内容を一覧表にしておりますので、御参照ください。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は令和3年度分以降の国民健康保険税について適用し、令和2年度分以前の国民健康保険税については従前の例によるものとします。

以上で議案第35号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第35号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会に付託しました。

ここで理事者の交代を行いますので、暫時休憩を行います。

午前10時54分 休憩

午前11時8分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第16 議案第36号 松前町手数料条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第16、議案第36号松前町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第36号について提案理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人番号カードの発行主体が市区町村から地方公共団体情報システム機構に移ることに伴い、町において手数料を徴収することができなくなることから所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第36号について補足して御説明いたします。

議案書157ページをお開きください。

今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、マイナンバーカードの発行に係る事務が、町の事務から地方公共団体情報システム機構の事務に変更となったことから、町がマイナンバーカード再発行手数料を徴収できなくなるため、松前町手数料条例の一部を改正するものです。

表の右が改正前、左が改正後です。表右の第2条第10項の通知カードの再交付に係る規定を削除します。この削除に伴い、次の158ページ第11項から、159ページの第35項までを表左のように第10項から第34項に改めます。

なお、この条例は令和3年9月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第36号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第17 議案第37号 土地改良事業の施行について(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(加藤博徳) 日程第17、議案第37号土地改良事業の施行についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第37号について提案理由を申し上げます。

土地改良法第96条の2第2項の規定により、土地改良事業の施行について議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、山田まちづくり課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長(山田善仁) それでは、議案第37号について補足して御説明いたします。

議案書は161ページ、参考資料は19ページをお開きください。

県単独土地改良事業として、恵久美地区の水門改修を予定しています。

事業内容は、老朽化した水門の修繕と水門管理者の労力を軽減するため、巻き上げ装置の電動化を図るもので、事業費は1,200万円を予定しています。

参考資料に事業箇所を示していますので、御参照ください。

以上で補足説明を終わります。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第37号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

ここで理事者が交代しますので、暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

~~~~~

日程第18 議案第38号 令和3年度松前町一般会計補正予算(第5号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第19 議案第39号 令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第20 議案第40号 令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第21 議案第41号 令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算(第1号)(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(加藤博徳) 日程第18、議案第38号令和3年度松前町一般会計補正予算第5号、日程第19、議案第39号令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号、日程第20、議案第40号令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号及び日程第21、議案第41号令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第38号から議案第41号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

予算の議案書3ページをお開きください。

令和3年度松前町一般会計補正予算第5号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ2億7,610万9,000円を追加し、総額を119億8,299万円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により説明いたします。

参考資料の21ページをお開きください。

まず、安全・安心な生活環境づくりでは、消防団の充実のため、購入から10年以上経過した消防団の活動服を、消防庁の消防団員服制基準に適合するよう難燃性を有する活動服に更新するほか、防災・減災の促進のため、避難路及び通学路に面したブロック塀等の除却などを行う方に対して、その費用の一部を助成し、ブロック塀等の倒壊などによる被害を防ぎます。

また、環境保全と景観の創造を目的として景観計画を策定するため、松前町景観計画検討委員会を開催します。

このほか、コミュニティの育成のため、地域のコミュニティ施設の整備などに対して助成を行うことにより、地域住民が便利で快適に過ごせる場所づくりを推進し、コミュニティ活動の活性化を図ります。

次に、笑顔で暮らせる健康づくりでは、新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して実情を踏まえた支援を行うため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

また、二名保育所の解体工事の設計を行うほか、保育所施設における新型コロナウイルスの感染リスク軽減のために、間仕切り設置工事等の施設改修を行う私立保育所・認定こども園設置者に対し助成を行います。

このほか、新型コロナウイルスワクチンの個別接種の実施に伴い、事務負担が増加している医療機関に対し協力金を支給します。

次に、豊かな心を育む人づくりでは、学校教育の充実のため、老朽化した北伊予小学校屋外トイレの改修工事の設計を行うほか、タブレットを活用した授業において著作物を使用する必要があることから、著作権法に基づく補償金の支払いを行います。

また、生涯学習の推進のため、町民の皆様が安全・安心に施設を利用できるよう、松前総合文化センターの壁面タイルの修繕や北公民館の雨漏り改修工事を行います。

このほか、ホッケーを通じたまちづくりを推進するため、松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場に設置を予定している観客席について、前議会での御意見を踏まえ、屋根つきのものに変更して設置し、ホッケー場の環境整備を進めます。

次に、活力あふれるにぎわいづくりでは、農産物の生産性向上及び高品質化の促進のため、ひめの凜の種子の購入を支援し、その生産拡大を図ります。

また、農業生産基盤整備の推進のため、老朽化した揚水施設や水門など土地改良施設の改修を行うことにより、労力の軽減や維持管理に係る経費の節減を図り、農業経営の安定化を図ります。

このほか、漁業環境の整備のため、経年劣化等により改修が必要となっている松前港の船揚げ場の漁船の引っ張り台車の改修を行います。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、道路、交通網の充実のため、老朽化が進む

橋梁や舗装について、予防保全型の維持管理を行うことによりトータルコストの縮減を図るほか、通学児童の安全確保のための町道改修を行うなど、安全・安心・快適に通行できる道づくりを推進します。

また、港湾環境の適正な管理のため、港湾に廃棄されている所有者不明の廃船を処分します。

このほか、デジタルトランスフォーメーションを推進し、持続可能な自治体運営を目指し、まず議員及び理事者のタブレット端末を整備し、議案書をはじめとした議会関係書類を電子化することで、議会のペーパーレス化及び業務効率化に取り組みます。

また、来年度からの電子入札制度の運用を目指して、必要なシステム改修や機器の購入を行います。

なお、補正予算の財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が2億3,126万円、一般財源が4,484万9,000円となっています。

予算の議案書35ページをお開きください。

議案第39号令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、既定の予算から歳入歳出それぞれ434万5,000円を減額し、総額を33億4,755万7,000円とするものです。

予算の議案書51ページをお開きください。

議案第40号令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ112万7,000円を追加し、総額を4億8,122万円とするものです。

予算の議案書67ページをお開きください。

議案第41号令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号は、既定の保険事業勘定の予算から歳入歳出それぞれ1,996万円を減額し、総額を27億9,524万2,000円とするものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第38号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第38号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第39号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第39号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託いたしました。

議案第40号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第40号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第41号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第41号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午前11時27分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 曾 我 部 秀 司

松前町議会議員 影 岡 俊 範

6月14日（第2号）

令和3年松前町議会第2回定例会会議録

令和3年6月14日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
産業建設部長	渡部博憲
出納局長	横山眞史
教育委員会 事務局長	仙波晴樹
総務課長	田中俊臣
財政課長	金子貴徳
危機管理課長	友田秀樹
福祉課長	平村展章
町民課長	重松修平

子育て・
健康課長
まちづくり課長
学校教育課長

塩梅 敬介
山田 善仁
住田 民章

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長
議会事務局
書記

柏原 正
徳本 敏子

令和3年松前町議会第2回定例会

議事日程表 No.2

	令和3年6月14日（月）	午前9時30分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	一般質問（提出順位）		

○議長（加藤博徳） 2点報告をいたします。

影岡俊範議員より遅会の連絡がきておりますので、御報告いたします。あわせて、議会広報常任委員会から議場内の写真撮影の申出があり、これを許可いたしましたので、御報告いたします。

午前9時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

6番田中周作議員、7番住田英次議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（加藤博徳） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

10番藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました10番藤岡でございます。

それでは早速、通告書に従って一般質問をしたいと思います。よろしく願いいたします。

まず初めに、独居中高齢者の生活支援ということで、地域での中高年齢者の生活支援について、現状の把握とその対策についてどうお考えをされているかお伺いをしていきたいと思っております。

前段で、日本の全人口の約3割が65歳以上という超高齢社会となった現在、世帯数で見ても高齢者だけの世帯が半数以上を占め、そのうち約3割が一人暮らしとなっております。若い世帯のいる世帯よりも、高齢の夫婦か独居世帯のほうが上回り、それは多くの人が年老いた親や親族と離れて暮らしているという生活実情が見えてまいります。

また、生涯独身などライフスタイルの多様性も進んでいるため、50代後半から高齢期に係る世代の独居世帯も増えていて、健康上の問題も重なって、都会では地域等の関わりも薄く、最悪の場合は孤独死で発見されるような事象も耳にいたします。

そのため、離れて暮らす子どもや家族の立場からすると、高齢者だけの生活は何かと心

配です。高齢化に伴う独居生活者の増加で、松前町が出しております第5次松前町総合計画の基本施策、笑顔で暮らせる健康づくりにおいても、高齢者支援の充実が大きな課題となっています。特に、コロナ禍で地域の見守りやつながりが制限され、民生委員さんや見守り推進委員さんの心配の種は尽きません。

さらに、既往症はあるが通常生活には支障がない50代や60代前後の人も、心臓や脳疾患により突然倒れたときに対応が遅れ、最悪孤独死に至るようなパターンが全国的に増えている中、いざというときにどういう支援や連携が地域としてできるのかが新たな課題となっています。

身体的障がいや認知機能の低下に伴う高齢者については、介護保険制度や関連するサービス利用で見守り対応ができる部分が多いと思いますが、上記のようなちょうど介護認定を受けるまでもない、これから増えるようなこのようなケースに対応できるきめ細やかな支援について町の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） それでは、地域で増える独居の中高年齢者の生活支援について、お答えいたします。

本町における心疾患や脳血管疾患のある中高年齢者の現状は、令和元年度国民健康保険連合会のデータによると、40歳から64歳の国民健康保険被保険者1,896人のうち、医療機関を受診した心疾患のある人は155人、このうち独居は35人で全体の1.9%、脳血管疾患のある人は71人、このうち独居は11人で全体の0.6%です。

また、国民健康保険以外の健康保険被保険者で、心疾患や脳血管疾患のある中高年齢者の現状は把握していませんが、勤務先の健康診断や人間ドックを受けて、定期的に健康管理できる環境にあることを踏まえると、国民健康保険被保険者同様に、心疾患や脳血管疾患のある独居高年齢者はそれほど多くないと判断しています。

むしろ、町としては、中高年齢者の皆さんに積極的に健康づくりに励んでいただいて、突然死のおそれのある疾患にならないような支援に努めていきたいと考えています。

このため、町では、健康づくりタウンを目指し、令和2年度を健康づくり元年に位置づけ、松前町健康づくりフォーラムや、まっさき健康ポイントなど、健康づくりの取組を重点的に行っており、引き続き中高年齢者の生活習慣病における心疾患や脳血管疾患の重症化予防についての取組を推進していきます。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今、お答えの中で、国民健康保険の中でつかんでおられる中で、実際に疾患がある方は40から64歳の間では、町としてはそれほどの割合ではいっし

やらないということなのですが、むしろ疾患そのものよりも中高年に対する健康づくりの支援を福祉課としては進めているというお答えだったと思います。

こういう中高年者の支援とかそういったことが、実際に皆さんのというか、それを周知されてるのかどうか。その辺が、ちょっと私も、聞くところだと皆さん割とお仕事でいっぱいいっぱいになってらっしゃって御存じないという方もいらっしゃると思いますので、今後はそういったところに対する周知という点をお願いしたいなということと。

それから、なぜこのような私、一般質問しましたかといいますと、やっぱり民生委員さんとかそういった方々から、こういった方がいらっしゃるんだけど、ちょうどはざまになっていたりとか、何か連絡をする方策はないだろうかというような相談を受けまして、私なりに地域の中の見守り活動の基本的なことを考えたときに、以前ここまで中高年の場合は大丈夫だとは思うんですけども、以前郵便局の集配人の方とか、あるいは移動スーパー、宅配業者の支援とか、そういった方がもう少し年齢が高い方々に対する支援だと思うんですけども、そういった方々の見守り活動なんかもあるんですが、だんだん地域においてそういった方々が増えていったときに、そういったところの方々にもそういった支援が広がっていったらいいのかなというふうに私も思っております。

そういった方々に対する、言ったらいろんなところで先進事例として、例えば多機能センサーを搭載した見守りシステムとか、倒れたときにどうしようも知らせることができないとか、そういったときにそういうセンサーがあつて、インターネットを介して見守りデータにアクセスできるというような、ちょっとそういったものも実際に使って見守りをされてるとか、そういったことも聞いておりますので、今後ちょっとしてそういったあたり、ぜひ参考にしていただいたらなというふうに思いますが、今の健康を中心とした考え方というのはとてもいいことだと思うんですけども、そのあたりの広報について、最後にそのところだけどういうふうに考えておられるかお聞きしたいと思います、これについて。

○議長（加藤博徳） 平村福祉課長。

○福祉課長（平村展章） 現在、健康づくりという点に関しましては、子育て・健康課の各種事業を通して健康づくり事業を実施させていただいております。そこでの事業結果を踏まえまして、支援の必要な方にはまた一步踏み込んだ施策なんかも検討していく必要があるのかなというふうには考えております。

あと、先ほど議員御指摘のありました通報制度、緊急通報に当たるような部分ですが、現在松前町でも65歳以上の単身世帯であったり、高齢者のみの世帯の高齢者を対象として緊急通報体制の整備ということで事業をさせていただいております。

ただし、これにつきましては現在の利用件数が4件というふうな状況でして、利用実績が非常に低い状況となっております。この背景といたしましては、携帯電話やスマートフ

オンなどの通信機器が幅広い年代層に普及、浸透してきたことによりまして、こういった緊急通報装置がなくても有事の際に容易に緊急連絡等が可能となってきているのではないかとこのように判断をしております。

また、スマートフォンなどではそういった見守りサービスなんかのアプリなんかも導入されておりますので、そういった民間サービスがあるということを町としては周知をしていきたいなというふうに考えております。

重ねての答弁になりますが、やはり今のところ中高年齢者については健康づくりを積極的にしていただくというところに重点を置いて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） それでは、2の項目に行きたいと思います。

快適で暮らしやすい基盤づくりにおける空家対策ということでお伺いしました。10年後の松前町の姿として、空家リノベーションでおしゃれな町という期待、カフェスタイルのワークショップで松前町が出ておりますこれを見ると、そういった内容のことが出ておりましたので、そこから今日は質問させていただきたいなと思いました。

そして、その中に、増える空家の利用と対策についてどう考えているかをお伺いしたいと思います。

松前町の第5次総合計画のベースになっている町民アンケートの結果から、今後の定住意向については9割以上の方が住み続けたい、もしくはどちらかといえば住み続けたいと思っているということが分かりました。令和11年の総人口目標は2万8,500人で、現在は3万人を少し超えていると私書いておりましたが、実際には3万人をちょっと切っているということでお聞きいたしました。どちらにいたしましても少子化が加速する中で、令和11年にこの人口を維持していこうと思うと、非常に緩やかな人口減少を保つという目標となっております。今後8年間で1,500人ぐらいの微減にとどめておくには、いろいろな魅力あるまちづくりが必要になってくると思います。

さらに、目指す将来像として空家リノベーションを進めることができる環境づくりとして、今の空家対策はもちろんさらに進めて、土地の有効利用、人口流入にも十分対応できるまちづくりに向けて対策を講じておかなければならないと思います。それについて、町の考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 快適で暮らしやすい基盤づくりにおける空家対策についてお答えします。

本町の空家対策は、危険な空家については解体し撤去すること、それ以外の空家については、その空家の状況に応じて利活用するなど適切な措置を促すことを基本としています。その利活用の手法の一つとして、空家リノベーションがあります。空家リノベーションとは、空家を改修、再生させることであり、店舗や賃貸住宅などに活用することで人が集まり、地域住民の交流拠点になることも期待できます。

このような背景から、町内の空家への対策を計画的に実施するため、令和元年度に松前町空家等対策計画を策定しました。現在は、この計画に基づき、危険な空家については特定空家認定に向けた調査をし、それ以外の空家については所有者に対し、今後の利活用の意向を把握するために行ったアンケート調査の結果を分析しているところです。

今後は、空家情報のデータベースを作成し、所有者の理解が得られた空家の情報については、移住や利活用を希望する方に情報を発信していきたいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 私、平成30年の頃にも空家対策ということでお尋ねしておりますが、その頃はちょうど実態調査中ということで、空家を段階に分けて、まずは危険な空家を排除し、近隣住民の安全性の確保が中心ということだったと思います。

その後、今課長が言われましたように、今後の課題として空家ニーズにしてマッチングさせていくということでいろいろな対策を考えておられると思いますが、実際のところ空家リノベーションまでいくにはまだまだ時間がかかるのかなあという段階だと思うんですけども、人口をどうしてもある程度のところで保つためには、やはり松前町の場合は面積も狭いですし、増えていく空家を何とか利活用ができればという部分がとてもあります。

そしてまた、青地のところはなかなか難しいので、そういった土地の制約といったところが、さらにそういったところを難しくしているんだと思うんですけども、そういったところで空家という部分が、空家でもいろいろなタイプがありますので、非常にリノベーションには難しいということで、以前にお聞きしたところではリノベーションに向いている空家というのはなかなか少ないということで、店舗とか賃貸とか、そういうのに向けていくには非常に難しいのかもしれないんですけども、私はもう以前から言っているように、そういったニーズと、それからまたそれに対してこういったものがうちにあるんだけど、出したいということの情報のマッチング、その部分がまだ十分整理されていないのかな、あるいはそういったものに対して紹介とかそういったものがもう少しスムーズにできたらなというふうに考えているんですが、そのあたりのマッチングというか、その考え方について、例えば民間業者をそういったところに入れ込むとかいろんなやり方はあると思うんですが、今後についてそのあたりはどのように考えておられるかお聞きしたいと

思います。

○議長（加藤博徳） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 今議員がおっしゃった、民間業者を利用してマッチングをするという方法も非常に有効な手段だと考えております。

あと、松前町においても空家の利活用を希望する所有者の方がいれば、それを基にホームページ等で情報を公開して、空家を希望される方に対して情報提供を積極的にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） そういった場合に、できればそういった成功例というかそういった例が、こういうふうにしたらこういうふうになりましたというような成功例があると、非常に悩んでらした、そういうことをやってみたいなあって思ってもなかなかその一歩が踏み出せない方にとってとても励みになると思いますので、ぜひそういう1例でも2例でもいいですから、そういった成功例が早くできて、ああこういうふうにできたなっていうのが見えてくると、そういったことを考えておられる地権者の方々にも非常に朗報になるのではないかと思いますので、ぜひそういった事例を積極的に行政としても考えていただけたらなというふうに考えております。

では、次に行きたいと思います。

コロナ禍の影響を受けている子どもたちの心の問題についてお伺いをしたいと思ます。

特に、学校生活においてコロナ禍の影響を受けている子どもたちの心の問題についてどう考えているかということなんですが、コロナ禍で例えば給食スタイルの変化、これはみんなが同方向で間隔を空けて、今は黙食というようなスタイルを取っておられたり、あるいは部活動もある程度制限があり、他校との練習や交流試合なども非常に減っているというようなことがあり、大切にしてきた子どもたちのコミュニケーションの場が大きくそがれ、鬱積する思いを、これはチャイルドラインというようなホットラインなんですけれども、そういった無料電話で相談してくる子どもたちの件数、そういったものがコロナ禍以前と比べると2倍以上になっているというような、あるいはその内容が学校生活に関するものが増えているという実情について、私もその番組までは覚えてないんですが、報道番組で取り上げられておりました。

コロナ禍における子どもたちの心の問題や変化を、保護者や学校関係者など周囲の大人は気づいているのだろうか、対応できているのだろうか、これはとても気になることです。子どもたちの身近で心と体の相談ができる養護教員さんたちに、コロナ禍における昨年の5月から8月にかけて行った日本健康相談活動学会などの緊急アンケートから見えて

くる学校の新しい生活様式における健康相談、またその活動の進め方などは非常に参考になるのではないかなあと感じました。

町内の子どもたちについても、この環境下ではけ口のないうつらさを大人以上に感じているのではないのでしょうか。

そこで、学校生活においてコロナ禍の影響を受けている子どもたちの心のメンタルヘルスのことなんですが問題について、現状の把握、現場の対策など、町としてのお考えをお聞かせいただければと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

住田学校教育課長。

○学校教育課長（住田民章） コロナ禍の子どもたちの心の問題についてお答えをします。

子どもたちの心の問題を早期に把握し対応するため、平素は町内の小中学校において、子どもたちへの学校生活についてのアンケート調査や教員による観察相談や日記指導を行うとともに、各学校に専門の相談員を配置して個別相談を行っています。

また、様々な悩みや不安が原因で不登校となったり、家庭の貧困が子どもの不安や悩みを増大させる可能性があったりするため、欠席が続くようになった子どもや悩みや不安があると思われる子どもについては早期に個別相談を実施して、就学援助を受ける子どもについては、その申請段階で保護者と面談等を行い状況を把握するとともに、子どもへの丁寧な観察や個別相談を実施しています。

コロナ禍においては、厚生労働省の研究機関が小学生から高校生までに対して行ったコロナ禍の影響についてのアンケート調査結果で、すぐにいらいらする、寝つけない、嫌な夢を見るなど、ストレスがあると回答した子どもが全体の76%となっており、周囲に気づかれにくいこともあるので、注意が必要であると指摘をされています。

そのため、教育委員会としては、コロナ禍の影響で悩む子どもたちがいるということを前提として、各学校に一層丁寧な見守りを行うよう指示しています。また、保護者が子どもたちに一層寄り添い、変化を捉えられるよう、学校を通して家庭への啓発を行いました。

これらの取組により、子どもの悩みや不安を早期に把握し解消できるよう、学校、家庭、関係機関と連携を取りながら、きめ細かく対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） きめ細かいいろいろな立場、いろいろな角度から見守りや、またそれに対する対策を行われているということは、今課長からのお話で聞いたわけです。

が、経済的な悩みというかそういったものはある程度外側から分かりやすいので、経済的な悩みについてはそういう就学援助とかそういった給食費とかそういったものについても十分対応はできると思うんですが、問題は心に抱えている、それらは原因になっているかもしれないし、そういったものとは違う家庭内のこと、家庭自身が大変いろんなコロナ禍で問題を抱えているのが子どもたちのところにまた行き、それがまた学校生活でもストレスを感じ、いろんなものが二重三重になって子どもの心にいろいろな支障を来している

と。
それを子どもたちは十分に表現しなかったり、あるいは表現しにくい、あるいは逆にすごく元気に対応する。東日本大震災なんかで大変な状況のとき、一番子どもたちが元気にはしゃいでるようなことを行った。これは逆に、本当はすごく心の中で抱えてるんです。ですが、ぱっと見たときは子どもは元気でいいなあとかと言って、大人が考えてるのはまた違う深いところで子どもたちは傷ついている。これはまた、コロナ禍ということで長い時間でみんなが同じように鬱積しているものを持っている。そういったものを大人が早い段階で気づく、あるいはみんなが一緒になってそれらを考えていく、そういったことを環境的にもしていかないと、どんどん深みにはまっていくんじゃないかなという心配がござい

ます。
ぜひ松前町としても、教育委員会を中心としてそういったところをさらに、アンケートの結果とかいろんなものが出てきていると思いますので、そのあたりを逐次分析して、町なりのすばらしい対策をしていただけたらなというふうに考えております。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

ここで質問席の整備と理事者の交代をいたしますので、10時15分まで休憩いたします。

午前9時57分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（加藤博徳） 1分ほど時間前ですが、おそろいですので再開をいたします。

5番影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 5番、公明党影岡俊範、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私の第1問目は、SDGsと紙おむつということで、使用済み紙おむつのリサイクル事業に取り組む考えはないかという要旨でございます。

世界的に進む脱炭素の動きやSDGs、持続可能な開発目標の広がりなどを受けて、様々な分野でごみを燃料化する取組が見られるようになってきました。増え続ける使用済みの紙おむつ、使い捨ての紙おむつは、乳幼児や小さな子どもばかりではなく、日常生活動作の低下した高齢者にとっても生活必需品と言えます。使い捨ての紙おむつの生産量は

年々増加する一方で、その処理方法が問題視されております。

使用済みの紙おむつは、し尿を吸収して重量が約4倍になるとされております。国内の紙おむつごみは、年間約200万トンが排出されております。一般廃棄物排出量に占める使用済み紙おむつの割合は、現在5%程度だとされておりますが、SDGsの期限である2030年度には、その割合は7%程度になると推計されております。

紙おむつは、素材としては上質パルプ、樹脂、高分子吸収剤から構成されており、パルプなどは再生利用が可能だが、現在一般家庭から出る使用済み紙おむつごみは主に焼却処理されております。し尿などを含み、衛生上の問題があるためですけれども、焼却処理する際にも水分を大量に含んでいるため焼却炉の温度を下げたまま、下がった温度を上げるために助燃剤を使用することでコストが余計にかかったり、焼却炉を傷める原因になったりしております。さらに、処理時にCO₂排出量も多くなるといった問題も抱えております。

こうした状況を踏まえ、環境省は2020年3月、使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインを策定しました。ガイドラインは、市区町村が殺菌などの衛生的処理をした上でのパルプなどの資源再生利用や、熱回収を行うことを検討するために活用することを目的としており、国がこの問題に対して本腰を入れ始めたということを示しております。

また、ガイドラインでは、使用済み紙おむつの再生利用など、SDGsのゴール12、持続可能な消費と生産のパターンを確保するに寄与するとしております。現在は、まだ紙おむつリサイクルを手がける企業や自治体は少ないものの、徐々に裾野は広がりつつあります。

紙おむつリサイクルに独自の技術を持つユニチャームは、2015年に使用済み紙おむつを再資源化するプロジェクトを始動させ、16年12月から鹿児島県志布志市や大崎町と実証実験を行ってきました。

自治体では、福岡県大木町が福岡県リサイクル総合研究センター、福岡県、トータルケア・システムとの共同研究により、家庭からの紙おむつを回収、再生利用するシステムの構築を図っております。

そこで、松前町として、焼却ごみのCO₂削減及び資源化を目的として、使用済み紙おむつのリサイクル事業に取り組む考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

重松町民課長。

○町民課長（重松修平） それでは、使用済み紙おむつのリサイクル事業に取り組む考えはないかについてお答えします。

松前町では、町内から排出される廃棄物を適正に収集、運搬、処理するとともに、減量の取組や、資源として再利用できるものにつきましては、20品目に分別し資源化処理に

努めています。現在、使用済み紙おむつにつきましては、衛生管理の面から焼却処分しています。

環境省が2020年3月に策定した使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインでは、2015年度の一般廃棄物に占める使用済み紙おむつの割合は4.3から4.8%とされており、今後高齢化に伴い、2030年度にはその割合が6.6から7.1%になると推計されています。

このガイドラインの中には、使用済み紙おむつ排出状況の把握や収集運搬方式、使用済み紙おむつをパルプ及びプラスチック並びに高品位固形燃料等に再生利用する各種方式等も紹介されており、この中には、県内の企業が他県の自治体で使用済み紙おむつをオゾンで殺菌処理し新しい紙おむつに再利用する取組など先駆的な事例も含まれています。

また、今年1月には、県内でも大手メーカーが西条市にある製造会社で使用済み紙おむつを炭素化し、活性炭や他の素材に変換するリサイクルシステムの実証実験を行うとの報道もありましたが、いずれも事業化には至っていません。

使用済み紙おむつのリサイクル事業につきましては、可燃ごみの排出量の減少、焼却処理費用の低減及び資源の有効利用並びに埋立処分量の削減のほか、CO₂排出量の削減等の効果があるため、事業化の動向を注視しながら、今後事業化できた段階で実施できるように研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） るる御説明いただきました。

御説明の中にありましたように、まだこれから、本格的にやってるのは大木町ぐらいですので、これから各市区町村が展開していく事業だと私は考えております。松前の場合は、伊予市とのごみ組合の関係もございしますが、これの将来性についても考え合わせた上で、今後この紙おむつのごみ処理に対する対策を構想していてもいいんじゃないかと思ひまして、今回提案の形で申し上げました。

ぜひとも、先を見据えて着実な減量化、SDGsの目標に到達できるようなことをもって検討していただきたいと、そういうふうに思います。

続きまして、2問目、社会福祉法改正による重層的支援体制整備事業についてお尋ねいたします。

改正のポイントと松前町の取組状況や課題はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

地域共生社会の実現に向け、貧困や介護、孤立などに対応する市区町村の相談支援体制を強化する社会福祉法などの一括改正法が2020年の通常国会で成立しました。

そこで、改正のポイントについて以下の点を御説明ください。また、松前町の取組状況

や課題についてもお聞かせください。

従来の市町村の支援体制がどのように強化されるのか。2番目、これまでの法制度、支援の枠組みに当てはまらない複合的な課題を抱えた人への対応は改善されるのか。3番目、地方自治体から安心して包括的支援を実施できる体制整備を求めたことによって改正法にはどのようなことが反映されたのか。4番目、重層的支援体制整備事業とはどのような支援体制になることをいうのか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） 社会福祉法改正による重層的支援体制整備事業についてお答えします。

子どもや高齢者、障がい者など、全ての人々が地域や暮らし、生きがいを共につくり、高め合うことができる地域共生社会の実現を図るため、本年4月、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律が施行されました。

この改正法では、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対する包括的な福祉サービスの提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療、介護のデータ基盤の整備の推進等、所要の措置が講じられています。

このうち、市町村の包括的な支援体制の構築の支援では、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、従来のような子ども、高齢者、障がい者、生活困窮といった分野を問わず、広く地域住民を対象とした重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。

この事業は、市町村全体の支援機関、地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施することを必須としています。この3つの支援を一体的に実施することで、課題を抱える相談者やその世帯への包括的な支援、地域住民等による地域福祉の推進を展開しやすい仕組みとなり、支援体制の強化につながるが見込まれます。

また、この事業では、包括的な支援体制を構築することから、これまで対応が困難であった、80代の親が50代のひきこもりの子どもの生活を支える8050問題や、介護と子育てを同時に担うダブルケア、世帯全体が地域から孤立しているごみ屋敷等、これまで1つの窓口では対応し切れなかった複合的な課題に対応する施策を講じることが可能となり、複合的な課題を抱えた人への対応が改善されることが見込まれています。

このほか改正法では、この事業の実施を希望する市町村に対して、一体的に事業の執行

ができる交付金が交付されるようになったことで、市町村では属性や分野を超えた取組を柔軟に実施することが可能となっています。

この重層的支援体制整備事業では、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備を推進するため、保健医療、労働、教育、住まい等、多様な機関と連携を図り、地域住民や地域の関係機関等が議論を行い、考え方や進め方などを共有しながら取組を進めていくことで、地域共生社会を実現する支援体制になると考えています。

このため、本町においても今後は、複雑化、複合化する地域生活課題に対応するため、庁内各課が連携して課題解決を図る包括的な支援体制の構築について研究に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 非常に複雑化した社会構成の中で、それをひもとくようにこの福祉のほうでそれを統合して、そして効率よく全世代にわたる福祉を展開していくということ、非常に難しい、大変な私は事業だと思います。

しかし、これをクリアしていかないと、やはり本来の福祉社会というものが形成されていかないということで、その意味でまたちょっと分野が違いますが、こういう複雑化したものを一旦整理する意味では、やっぱり横展開、縦展開、これをうまく結ぶには、やはり今言われてますようにデジタル化というものも大きな武器になろうかと思っておりますので、それらも併せてこの重層的支援体制整備について御尽力いただけたらというふうに思います。どうかよろしく願いいたします。

最後に、私1分、2分ほどお時間いただきまして、日経の記事を町職員とか職員に対するエールとして、日経の一文を読ませていただきます。よろしいでしょうか。

○議長（加藤博徳） 短く。

○5番（影岡俊範議員） はい。

1日の接種回数は、6月に入ってから60万回程度に増えており、1回目を接種した人の割合が、高齢者では28.5%、全人口では12%に達している。6月9日時点。そろそろ世界に比べて遅れている、日本はワクチンの後進国といったネガティブな評価はやめるべきだ。第2に、地方自治体の対応について、当初は予約電話がつかない、高齢者はネットに不慣れといった批判が多かった。しかし、実際に接種が始まってから、これだけの未経験の大プロジェクトを大きなミスもなく円滑に実施しつつある。コロナ危機当初の段階では、医療関係者に感謝の言葉が多く寄せられた。同じような感謝の言葉を日々ワクチン接種の実務に当たっている地方自治体職員の皆さんに送るべきではないか。

この一文をもちまして、職員に対するエールと感謝の気持ちを表したいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

ここで質問席の整備と理事者の交代をいたしますので、その場で暫時休憩をいたします。

午前10時34分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

2番西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ちょっと眼鏡が曇るんで、マスクを外させてもらいます。

2番西村元一が一般質問をさせていただきます。

1番目に、避難道路についてお尋ねします。

1、開通式の出席者の選定基準は。

この開通式は、コロナ対策として人数を最小限にして行いましたが、式典出席者人数はどのような基準で決めましたか。

2、道路中の照明基準は。

歩道にある照明があまりにも明るく、しかも対向車のライトと同じくらいの高さになっているため、前方を横切る車が非常に見えにくく事故のもとである。私も車で通ったら、もう少しで事故を起こすところでした。毎日ラウンドアバウトを通勤道路として利用している人から、はっとするのが十字路です、ここの照明をもう少し暗くできないかと苦情がありました。確かにこの交差点は特に見えにくく、分かりにくいと思います。町の考えをお聞かせください。

3、途中の交差点の安全確保は。

警察学校へ至る従来の東西線が交差するところに、開通当初からガードマンを2名配置して安全の確保に努めていましたが、5月末で終了したと聞いています。そこで、この成果と今後の対応についてお聞かせください。

4、ガードマン費用はどかが負担したのか、その人たちの給料は誰が出したのかお聞かせください。

以上、1問目。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 町道西古泉筒井線についてお答えします。

町道西古泉筒井線の開通式典は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、規模を縮小して開催しました。

通常の開通式典であれば、行政関係者、地元議員、関係区長、地権者及び工事関係者の皆様を招待していますが、これらの皆様を全員招待した場合は人数が多くなり、感染防止

対策が徹底できないことから、地権者及び工事関係者の皆様については、やむを得ず式典にはお招きせず、お礼状をもって感謝の気持ちをお伝えしました。

次に、道路照明についてお答えします。

町道西古泉筒井線には、歩道用照明を20メートル間隔で合計64基設置しています。この照明については、光による農作物への悪影響を避けるため、高さを低くする必要がありました。

議員御指摘のとおり、照明が明るく高さが低いため、横道から本線に出るときの停止線の位置では、車のライトと照明が重なり若干見づらい状態ではありますが、この照明は自転車や歩行者の安全確保のために設置しているものであり、暗くすることはできないと考えています。ただし、21時以降は点灯本数を半分にしています。車を運転する方については、停止線で止まった後、徐行しながら前に出て、安全確認を十分にして通行するようお願いいたします。

交通誘導員の警備の配置についてお答えします。

令和3年3月13日の開通以降、交通量の増加が予想されたため、西古泉地区の東西主要道路との交差点に交通誘導警備員を配置してきました。開通後2か月余りがたち、休日の交通状況を確認した上で、通行に危険性がないと判断できたため、地域の了承を得て、同年5月31日をもって配置をやめました。配置期間中の交通事故はなかったと聞いています。今後は、交差点の安全を確保するため新たに路面標示を設置し、注意喚起したいと考えています。

最後に、交通誘導警備員に要した費用は、町が負担しています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 1番目のあれなんです、要するに松前町に税金面とかああいふんで貢献しとるんは東レではないでしょうか。ほやのに、この道路をつくるために区長さんじゃあ、要するにそういう人に物すごい協力得とると思います。ほやのに、そういう人を呼ばんと、なぜ何の貢献もしていないフジを呼ぶんですか、テープカットに。ちょっとそこのところが腑に落ちんところが1つあるんですが。

それと、なぜ国道の上につくった、あのときの寄附もいただいとるというて私はちょっと情報が入とんですが、幾らいただいとんですか。

○議長（加藤博徳） ちょっと今、西村議員の質問の中で、1番の内容だろうと思うんですが、寄附の問題と今言われてるエミフルさんを、フジさんをなぜ呼ばなんだかというところの質問じゃあないんですか。

（2番西村元一議員「はい、すいません」の声あり）

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ここの……。

○議長（加藤博徳） 1番目の質問ですね。

○2番（西村元一議員） はい。ほしたら、この避難道路に対してフジさんから寄附をいただいたんですか。

○議長（加藤博徳） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） フジから道路の用地を寄附をいただいたかという御質問でよろしいでしょうか。

それについては、株式会社フジから道路の用地に対して寄附自体はいただいております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それでは、何の貢献もしてないという人に何でテープカットまで呼ばないかんですか。

○議長（加藤博徳） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 株式会社フジについては、この道路事業に伴って株式会社フジが設置した地下調整池の移設をはじめ長期間にわたって工事の協力をしていただいております。ですから、地権者の代表として式典に招待しております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それでは、なぜ東レなんかは呼ばなかったんですか。

それと、もう次へ行きます。

と言うんですが、この避難道路は避難道路としての道なんですよね。そこに踏切まで何でこの明々と照らす理由があるんですか。エミフルのためならエミフルが終わった時点で真っ暗になるんです、ほかの町道とか道路は。あこも切ったらどんなんですか。電気代は税金です。私たちの税金、町民の税金です。歩道もほとんど歩いてません、私1時間置きぐらいに朝まで通勤してます。やりよります。実験というか、通ってみよります。誰一人としてあこ通勤しよりません。

要するに、目的地エミフルがあるから、あこに電気つけたんでしょ。それなら、エミフルが消えた時点で、店をやめた時点で電気も消したらどうですか。人っ子一人、歩きよらんです。目的地しかないんです、あこの電気つけとる。たった700メートルの間だけ明々と照らして、あの歩道を歩く人はほとんどありません。何でエミフルが消えたら、もう真っ暗なんです。避難道路、避難道路というけど、避難場所は体育館なんです。そんなら、体育館まで電気つけるのが普通でしょう。避難道路として電気をつけるんやったら。それを、あこの踏切まで、何のための電気ですかあれ。もうエミフルが終わった時点で、人

っ子一人歩きよらんけん。そんなところに電気を明々をつけて、町民の税金を無駄にしよ
んと同じです。どんなですか。

○議長（加藤博徳） それに対するお答えはありますか。

山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 今回、新しく西古泉筒井線を整備したわけですが、この
道路については歩道用照明ということで、自転車や歩行者の安全確保のために連続して照
明を設置しております。議員おっしゃったように、時間が遅くなれば通行をする方も減っ
てくるだろうということで、町としましても21時以降は点灯本数を半分にして電気の照明
に係る費用等を軽減する措置を取っておりますので、御理解をお願いします。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） いや、照明を半分にしよる言うけど、何のためにその照明も半
分にするんですか。誰っ子一人通らん、それならエミフルの周りの町道で土地も買って、
土地も寄附してもろうたか知らんです、あの道は松前町の税金で大きにして、エミフルの
周りの町道をつくりました。街灯一本ないんです。エミフルが消えた時点で、9時過ぎて
電気が消えた時点で真っ暗なんです。何でそういうところは街灯の1本でもつけんのです
か、それやったら。何で、あの間の700メートルだけそういう明々と照らさないかん理由
があるんですか、今言うように。お答えください。

○議長（加藤博徳） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 今質問があったエミフルの周りについてはどうなんだと
いう話なんです、エミフルの周辺の町道についても、主要な交差点については当時道路
照明を設置して、交差点部分の照明はずっとついていると思います。

今回、新しく道路整備した中で、歩道の連続照明を設置したわけですが、これはエミフ
ルの整備したときに連続照明までは設置してないんで、そことの差が出ることは御理解い
ただきたいと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 照明の件ですけれども、松前町は暗いと、こういう声が非常に強く
町民の皆様からいただいております。これは、まちづくり女性会議などで、かつてとにか
く松前は暗いので何とか照明をつけて明るくしてほしいと、そういうことでまちづくり課
の職員が町内を調査をして回って、暗いところには照明をつけていったと、こういう経緯
もあるわけでありまして、今回できました道は町の主要道路ということで、一定の明るさ
を確保するという必要があると考えて道路照明を設置したものですので、御理解をいただ
いたらと思います。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 松前町は暗いというて、そりゃ暗いかも分からんけど、もっと電気つけるとこいっぱいあるんじゃないですか。私たちは、ほども街灯つけてはくれよるけど、電気代は部落が負担しよるんです。何でそういうところの道路は税金で、私らが電気まで払わないかんのですか。そしたら、そこの電気も部落負担したらどうですか。私らの街灯は、全部部落負担です、今。違いますか。暗い暗いというけど、暗くしよんは松前町行政やないんですか。私たち、税金払いよりも。皆、なんですか、街灯もつけてはくれよりも、電気代は皆部落が負担しよりも、今。それなら、電気つけるとこ明るにして、部落負担にしてください。

○議長（加藤博徳） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 一般的な町道なんかに設置している街灯については、議員のおっしゃったように地区から街灯の設置要望が出て、その設置に係る費用は町が負担し、電気代については各大字のほうで負担していただくというような状況になっております。

これについては、そのような形で街灯を増やしていくという目的でそのような事業をしておりますので、御理解をいただければと考えます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員、今の質問の中で、当初に道路中の照明の基準はという御質問をされたと思うんですが、そのおっしゃられてる質問内容、この基準は道路法で決められてるんか、それとも松前町全体、町として独自に考えたんかという御質問ですか。その答えが、質問が出てないようなんですが、それは構いませんか。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） いや、ほやけん、もう700メートルの道路だけやなしに、ほかのどこも暗いところは明々としてほしいです。ほて、もうそこは皆さん通ったか通らんか知らんけど、エミフルが終わってから通ってください。猫の子一匹というたら悪いけど、誰も通りよりません。たまに車が通るぐらい。ほて、朝3時頃は新聞配達とかああいう自転車とかバイクとかが通るぐらいで、誰一人、人間いうんは通りよりません。そのために明々と照らして電気代がもったいないんじゃないんですかと思うんです。

ほやけん、そこで行政もちょっとそこのところは、エミフルが終わったら街灯をパンパンとつけて、南の端まで抜けるとこまで街灯をつけて、東のほうも街灯をつけてしてくれたらありがたいです。歩道を歩く人もありがたいんじゃないかと思うんです。ないと思いますけど。

○議長（加藤博徳） その基準がありますかということでしょ。

（2番西村元一議員「取りあえず、終わります」の声あり）

いいんですか、その基準は。その基準はあるんですか。避難道路やったら何ルックスにしとけとか、そういう質問じゃないんでしょうか。よろしいですか。

(2番西村元一議員「もうええ」の声あり)

そしたら3番目、途中の交差点の安全確保はいいんですか。もうほかはいいですか。

(2番西村元一議員「もうええです」の声あり)

それでは、2項目の質問に移ってください。

西村元一議員。

○2番(西村元一議員) 2番目へ移ります。

伊藤忠の三角地帯、木々の撤去についてお尋ねします。

伊藤忠前の工事もあり、これで排水もよくなりました。ほぼ今、これを書いたときと今の現状はほぼ終わったような状態であります。近隣の人も、皆喜んでいます。

しかし、三角地帯のあの大きな木々、もう草ぼうぼう。そこには、イタチや蛇、猫が住みつき、時期によったら大きな蜂、ほて今自体でもやぶ蚊がぼんぼん飛びよります。こういう近隣の人の苦情がいっぱいきております。イタチなんか家が中へ飛び込んできて、夏は蛇がはいよるといふことで、できたら伊藤忠前のあの水路もやったように、木々の撤去もお願いできたらと思うてここで上げさせてもらいました。

以上。

○議長(加藤博徳) 理事者の答弁を求めます。

山田まちづくり課長。

○まちづくり課長(山田善仁) 江川遊水池についてお答えします。

江川遊水池は、東側の三角地も含め愛媛県が管理する施設ですが、ヘドロの堆積により悪臭が発生していたことから、愛媛県と町が協力してヘドロの除去を行うとともに遊水池内に排水路を整備しているところです。

江川遊水池東側の三角地については、以前よりかなり木も大きくなり、草木の繁茂も著しく、景観も阻害していることから、愛媛県と整備に向けて協議を進めていきたいと考えています。

なお、遊水池内の工事は、現在行っている排水路整備工事で完了となりますが、排水路を整備することでヘドロの堆積がなくなり、悪臭については改善されると考えています。

以上です。

○議長(加藤博徳) 西村元一議員。

○2番(西村元一議員) 県とよく相談して、木々のほうの撤去も一日でも早くお願いできたらありがたいです。よろしくお願ひします。

○議長(加藤博徳) 西村元一議員、どうぞ。

○2番(西村元一議員) 3項目めに入ります。

入札についてお尋ねします。

最低制限価格設定はなぜ必要か。予定価格と最低制限価格がありますが、なぜ最低制限価格設定をしているのか。

2、最低制限価格未満の入札額があっても失格としないのはなぜか。入札額が最低制限価格より下の金額の場合は、普通失格となります。ならないことがありましたが、失格とせず調査委員会を実施して落札者となりましたが、なぜそのようなことができるのか。真摯に入札した業者の方に対して不公平ではないのか。町の見解をお聞かせください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

横山出納局長。

○出納局長（横山眞史） 入札についての御質問にお答えします。

公共工事における入札制度については、競争の原理を働かせて、最少の経費で最大の効果を上げるという目的があります。しかし、安い価格で契約することを求め過ぎる結果、品質を確保することができなくなることを防止するために2つの制度が設けられております。

このうちの最低制限価格制度は、予定価格に対する一定の割合の価格に達しない入札金額を失格とし、予定価格以下で最低制限価格以上の入札者のうち、最低の価格で入札した者を落札者として決定する制度です。

一方、低入札価格調査制度は、最も低い入札金額が調査基準価格を下回った場合に、その入札価格で適正な履行が可能であるかを調査委員会で調査し、適正に履行が行われ品質が確保できると認められた場合は、その入札者を落札者として決定する制度です。

当町では、設計金額5,000万円未満の工事は最低制限価格制度を採用し、設計金額5,000万円以上の工事は低入札価格調査制度を採用しています。

また、こうした取扱いについては広く公表しているところであり、業者に対して不公平になるとは考えていません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それでは、なぜ最低制限価格というんを決めるんですか。

○議長（加藤博徳） 横山出納局長。

○出納局長（横山眞史） 先ほどもお答えしましたが、安い価格で契約することを求め過ぎる結果、品質を確保することができなくなることを防止するために最低制限価格というものを設定しております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それでは、その最低制限価格を下回った業者に、なぜ調査委員

会をかけて落札させようとしとんですか。これは業者と行政が話し合いしとんですか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 横山出納局長。

○出納局長（横山眞史） 5,000万円未満の工事については最低制限価格で失格となりますが、5,000万円以上の工事については、調査基準価格を下回った場合でも、先ほど答弁したとおり、調査委員会で工事の履行ができると判断した場合には契約するという制度でございますので、御理解してください。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） この前の委員会のときにその説明を聞いて、調査委員会が立ち上がってとんですが、決まりましたか。

○議長（加藤博徳） 横山出納局長。

○出納局長（横山眞史） 今回の一般質問については、一般的な制度の御質問と理解しておりますので、そういうことのお答えを今回させていただきます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それでは、この5,000万円以上のときに、入札があったときに、そういう最低価格を下げて、わざわざして、調査委員会にかけるぐらいのぎりぎりのとこまでいって調査委員会かけて入札できるんやったら、今後そういう業者はいっぱい出てきますよ。何のために最低価格を決めとんですか。何ぼ5,000万円以下やろうが5,000万円以上やろうが、それを下回ったら入札失格にするのが普通やないんですか。それやったら、決めないんです、最低価格というのを。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 何年か前に、この低入札価格調査制度というのを設けたんですけども、それを設ける前、最低制限価格で運用しておったんですが、そのときには最低制限価格より1万円ぐらい下がったやつが失格になって、すぐ上が100万円ぐらい高いやつだとか、そういうのがあった、何回も続いたんです。

そうすると、町としては1万円だったら本当にちょっとした誤差でもって失格にしてしまつて、みすみす安く発注ができるのを100万円もそれよりも高い2番目のやつが高い額だというようなことが続きましたので、これは何とかならんのだろうかという中で、1回低入札価格調査制度を入れて、ちょっとした差であればきちっとした工事ができるということが、品質が確保できるということがこちらで確認ができれば、それを落札者とするほうが町にとって利益があると、そういうことでこの制度を入れたわけです。

ただ、議員がおっしゃるように、そのことが定着をして低価格でも、つまり調査基準価格より下でも落札ができるということがどんどん続いていきますと、むしろ業者がその低

いところで競争をすることが続いていく。その結果、業者自身が疲弊するということもデメリットとしてはあるわけです。そのために、今年度は経費の部分をおんまり切り過ぎたら業者が疲弊することにつながってきますから、経費は一定の範囲までは確保しておかないといけないという足切を、率を決めておるんですが、その率を上げて、より失格が多くなるような制度に少し修正をしております。

いずれにしろ、入札制度は競争性を担保して町が最少の経費で最大の効果を上げるという目的の一方で、町内の業者を育成するという、業者を疲弊させてはいけないという目的もあると思っております。ですから、そのあたりの兼ね合いをうまくできるような制度に、的確に毎回毎回いつも見直しをしながら、業者の意見も聞きながら一番いい制度にしていく努力をしていきたいと思っておりますので、今はそういう考え方で低入札価格制度の調査制度を設けております。御理解ください。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 町長さんの言うことはよく分かりましたが、その最低価格より幾ら下回ったんですか、そこの業者は。

○議長（加藤博徳） 西村議員、今のはどの時点の話ですか。

（2番西村元一議員「いや、最低価格基準よりか入札が何ぼ下回って調査委員会にかけとるかということなんです」の声あり）

それは、いつの時点の。どの分ですか。

（2番西村元一議員「保育所よ、小学校前の児童クラブ」の声あり）

岡田の分、松前の。

（2番西村元一議員「いやいや岡田じゃないです。松前の分です」の声あり）

その分については、まだ調整中であるので、恐らく公表はできないという状況になつたらうかと思うんですが、それで間違いありませんか。

（「ここに載ってないよ」の声あり）

ちょっと待ってください。

横山出納局長。

○出納局長（横山眞史） 一般質問の趣旨には、通告書にはございませんが、今言われとんが松前小学校放課後児童クラブのことだと思いますが、これについてはまだ公表する段階ではございませんので、お答えすることはできません。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それを委員会に託したでしょ。それで、落札価格よりか下のを

今調整かけとりますということはこの間言うたでしょ。その最低価格よりか何ぼ下回ったけん、調査委員会へかけとるかを尋ねよんですが。幾ら下がったんですか、1,000万円下がったとか2,000万円下がるとんで調査へかけとんか、何ぼ下がるとんで調査へかけとんかを今聞きよんですが。

○議長（加藤博徳） 西村議員、その質問につきましては、今局長が御説明ありましたように、今調整中でありますので公表できる時期ではないと、こういうことで御理解いただきたらと思います。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりました。

そのときは、また報告をお願いします。

○議長（加藤博徳） 4番目、お願いします。

（2番西村元一議員「ちょっと待って、文章がある」の声あり）

はい。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 4番目に移ります。

岡田保育園についてお尋ねします。

総建設費は幾らで、松前町の補助額は幾らか。2、建設業者は町主体工事ではないが、補助金を出す以上、町内業者を優先すべきと思うが、見解をお聞かせください。3、建設費用の透明性をどのように確保するのか。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

塩梅子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（塩梅敬介） 岡田保育園建設についてお答えします。

岡田保育園の新園舎に係る総建設費については、岡田保育園から入札に影響を及ぼすおそれがあるため、公表を差し控えてほしいと要請がありましたので、お答えすることができません。

補助金額については、令和3年度当初予算において、補助金1億3,660万8,000円を計上しております。これは、国の補助基準額の4分の3の額です。

なお、令和3年度の補助基準額が引き上げられたことにより、補助金を1億3,794万7,000円に増額する必要があるため、本議会の補正予算案に増額分133万9,000円を上程しているところです。

岡田保育園が実施する新園舎建設事業は、国及び町が補助金を交付する観点から、相手方及び契約金額の決定においては、公平性、公正性、透明性及び競争性を確保する必要があります。

あり、競争入札によって決定することを求めています。

次に、御質問のあった町内業者を優先することについては、町が実施する入札においては、町内業者を育成するという行政目的のもと、これを優先する取扱いを行っておりますが、民間業者に対し、町内業者を優先することを求めることは、公平性及び競争性の観点から適切でないと考えています。

なお、建設費用の透明性は、競争入札によって請負業者を決定することにより確保されると考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よく説明は分かったんですが、松前町の町民の税金なんですよ、補助金いうたら。やったら、業者も入札に参加ぐらいはさすようなことをしてもええんじゃないかなあと思うんですが、それを何で岡田のほうはいかんというんですか。それやったら、補助金も出さなええんじゃないですか。どんなんでしょうか。町民の税金でしょう。それを向こうがいかん言うても出すんやったら、町民怒りますよ、それ。もっと分かりやすい、町民に説明してください。

○議長（加藤博徳） 塩梅子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（塩梅敬介） 今言われました町内業者が参加できないということなんですけど、一応今岡田保育園のほうは公告のほうを行っておりますが、町内業者が参加できない要件にはなっておりません。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 町内業者も参加できるんよね。

○議長（加藤博徳） 塩梅子育て・健康課長。

○子育て・健康課長（塩梅敬介） はい。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よく分かりました。

終わります。

○議長（加藤博徳） それでは、5番目の項目に移ってください。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 5番目に移ります。

信号機の設置についてお尋ねします。

元の丸三パチンコ店の敷地に、今度はフジの松前店ができました。その南側の交差点で交通事故がこの前からよく多発しています。その前は、死人も出ています。近隣の住民から、子どもたちの安全な通学のためにも信号機の設置を望む声があります。ぜひ信号機をつけてほしいんですが、いかがでしょうか。

2、東レのどこにも続いていかないけど、朝と夕のラッシュ時には前の散髪屋さんとか八百屋さんが本当に困っております。あっこにも信号機をぜひつけてほしいんですが、お願いします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

（「東レのなんかないんやけど、質問にない通告書にない」の声あり）

町長、結構です、それは答弁者で言ってもらったらいいです。

友田危機管理課長。

○危機管理課長（友田秀樹） 信号機の設置についてお答えします。

伊予署管内における交通事故の発生件数は、平成22年以降減少し続け、松前町においても平成23年以降減少し続けています。しかし、死亡事故については減少しておらず、松前町では平成28年以降5年連続毎年2名の方が亡くなられています。

議員御指摘の交差点における過去5年間の平均事故件数は3件であり、フジ松前店開店後は、人身事故1件と物件事故が2件の合計3件発生しています。なお、当該交差点での死亡事故については、平成25年の2件を最後に発生しておりません。

議員御提案の信号機の設置については、子どもや高齢者など交通弱者の安全を確保する上で、町としても必要と考えます。

しかしながら、信号機の設置は警察が行うものであるため、伊予警察署に対し信号機設置についての働きかけを行っていきたいと思います。

なお、2点目については質問書にありませんでしたので、お答えいたしかねます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほやけん、ついでいう言うたでしょう。ほやけん、東レのどこも物すごい混むんです。あこの散髪屋のおじさんと隣の八百屋のおばちゃんが、もうラッシュ時には車が止まって私とこの店へお客が来るんが入れんというんです。だから今言うたんで、そこはちょっとついでいうたらいかんけど、ぜひお願いしたいんです。

○議長（加藤博徳） 今の御提言については、後ほど理事者のほうも検討していただきますということによろしいですか。

（2番西村元一議員「はい、分かりました」の声あり）

ほかにござい……

（2番西村元一議員「終わります」の声あり）

西村元一議員の一般質問を終わります。

ここで質問席の整備と理事者の交代をいたしますので、暫時休憩をいたします。

午前11時16分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

14番伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 14番伊賀上です。一般質問をさせていただきます。

一般質問に先立ち、一言感謝を申し上げます。

先日、新型コロナワクチン高齢者接種率の新聞報道があり、松前町51.7%と県内で3番目に早い進捗状況でありました。これはひとえに医療従事者の御理解と御協力、ワクチン接種に取り組む職員ほか関係者の日々の努力の積み重ねであると町民を代表して心より感謝申し上げます。今後高齢者ワクチン接種に並行して一般のワクチン接種も始まると、ますます業務が複雑煩多となると予想されますが、町民の安心のため、引き続き良好な接種体制を構築していただきますようお願い申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。通告書の順番で、1回目の質問をさせていただきます。

令和3年度一般会計予算について、4つの項目で質問をさせていただきます。

まず最初に、合併浄化槽設置補助金の継続について。

令和2年11月の事務事業評価に基づき、新築時の合併浄化槽設置補助金を廃止したことについて、近隣自治体（松山市）も新築の補助を廃止していることを理由にしているが、松山市以外の自治体の対応はどうか。11月に廃止決定した後の議会や町民への説明責任の考え方はどうか。国、県の補助制度の方針転換があっても、松前町においては公共下水道事業の認可区域外とのバランスを考慮して、これまでどおり新築の合併浄化槽設置者に対して補助をする考えはないか。家庭からの生活排水による水質汚濁防止として設置が義務づけられているとしても、新築の合併浄化槽設置には高額な費用を要する。強制的に負担を強いられている設置者に対し、居住環境改善や定住促進の観点からも町独自の施策として設置者の負担軽減を図る考えはないか。

次に2点目、下水道事業への繰入金の使途について、一般会計から下水道事業会計へ毎年3億円程度繰入れている。今後、10年も3億円以上で推移する計画になっておりますが、区域内の人口は約1万人で、町人口の3分の1の限られた区域に多額の税金を投入されている一方、3分の2を占める区域外地域には自費での合併浄化槽設置を求めようとしている。

一般会計からの繰入金の内訳は。下水道事業を開始したときの区域、人口、処理容量等の計画値は。その後の計画変更や事業認可区域等の変更の変遷と整備状況、接続量はどうか。また、財政調整基金確保のため、企業会計においてもコスト削減に努め、一般会計からの繰入金金の制御に努めることとしているが、具体的にはどのような取組を制御するのか。公共下水道事業計画の凍結など、計画を見直す考えはないか。

次、3番目、義農大賞の中止について、財政調整基金10億円の目標を掲げ、歳入増、歳出減に向けて取り組むとのことだが、生活に密着した合併浄化槽設置補助金を廃止する一方で、緊急性が低く、時期尚早である義農大賞を新規事業として予算化したことは矛盾をしている。義農精神をどのように捉えているのか。改めて、義農大賞の中止をする考えはあるかどうか。これは、特に町長にお答えをいただきたい。

財政調整基金積立金について、財政調整基金10億円の目標を掲げているが、令和2年度末の基金残高はどうか。歳入増、歳出減に向けて取り組むとのことだが、一般会計予算歳入のふるさと納税制度に伴う税金の実質増収をどの程度見込むのか。また、下水道事業会計への繰出金や義農大賞の新規事業については、歳出減に反するものであると思うが、財政調整基金積立金の積算根拠や年次計画はどうなっているのか、お聞かせ願いたい。

1回目の質問を終わります。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

重松町民課長。

○町民課長（重松修平） それでは、合併処理浄化槽設置補助金の継続についてお答えします。

まず、松山市以外の自治体の対応について、お答えします。

合併処理浄化槽設置補助を行っている近隣の自治体について、松山市以外の中予地区2市1町に確認したところ、東温市、伊予市、砥部町では令和4年度以降の新築時の補助について廃止する方向で検討されるということを確認しております。

昨年11月の事務事業評価において新築時の補助廃止を決定した後の住民への説明責任につきましても、速やかに住民の皆様へ説明と周知を行うよう町長から指示をされていましたが、私の指示が的確でなかったため、広報まさき2月号でのお知らせになってしまいました。遅れてしまったことについては、おわび申し上げます。

住民の皆様へのお知らせが遅くなったことから、3月にまずは北伊予校区の区長さんに対しまして説明会を行いました。その中で、お知らせが遅くなったことのおわびと新築時の補助金交付の意義がなくなっていることから補助を廃止した趣旨の御説明を行い、御理解を求め、御了解を得ました。

また、岡田校区及び松前校区につきましても同様に、説明会を開くために両区長会長さんに御相談しましたところ、両区長会長さんから各区長さんにお知らせが遅くなったことのおわびと補助を廃止した趣旨を伝えていただいて、各区長さんに御了解いただいた上で、説明会を開く必要はないとの御連絡を受けました。

その後、改めて広報まさき4月号及び5月初めにチラシの回覧で住民の皆様へお知らせを行いました。

議会への説明責任については、町民の皆様へ広報でお知らせを行っており、また本年3

月議会の予算決算常任委員会の予算審議で御説明することから、事前に御説明をする必要はないと考えておりました。

これまでどおり新築の合併処理浄化槽設置者に対して補助をする考えはないかとの御質問ですが、本年3月議会において賛成多数で予算の承認をいただいておりますので、新築時の補助を復活させる考えはありません。

居住環境改善や定住促進の観点から、町独自の施策として新築時の浄化槽の補助を行う考えはないかとの御質問については、居住環境改善のため既存住宅において、くみ取り便槽または単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合は、引き続き補助を行います。また、定住促進のための補助は、浄化槽設置の補助とは別の問題であると考えております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 渡部公営企業部長。

○公営企業部長（渡部博憲） 下水道事業への繰入金の用途についてお答えいたします。

松前町における公共下水道事業は、高度経済成長や都市化に伴い、公共用水域の水質汚濁などが社会問題となり、その水質保全や公衆衛生の向上などを目的に昭和62年度に事業着手しました。

人口密度が高く住民の約半数が居住する市街化区域では、大量の生活排水を一括して処理しなければ公共用水域の水質保全が保てません。水質保全を守るために行う下水道整備は、人口密度1ヘクタール当たり40人以上が効果的とされており、松前町の市街化区域は1ヘクタール当たり約60人であることから、公共下水道による整備が必要不可欠です。このため、町では県の認可を受け、市街化区域から事業の実施を進めてまいりました。

今後も、かけがえのない自然を次世代に引き継いでいくために、水環境に係る環境基準の目標達成に努め、事業を継続していくことが責務であると考えており、事業の凍結の考えはありません。

さて、御質問の点についてですが、一般会計からの繰入金につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、毎年度繰入れしており、令和2年度の繰入額は3億2,695万9,000円でした。繰入金には、資本的支出に充てるための負担金と、必要がある場合に支出される補助金があります。

資本的支出は、社会資本整備のための経費であり、その性質上、一般会計で負担すべきものであることから、負担金として繰り入れているものです。また、補助金は、維持管理や運営に要する費用の補填分の必要な経費として繰り入れているものです。なお、令和2年度繰入金の内訳は、負担金が2億3,495万6,000円、補助金が9,200万3,000円となっております。

下水道事業を開始したときの区域、人口、処理容量等の計画値ですが、昭和62年度事業

開始時における全体計画区域の処理区域面積は1,112ヘクタール、処理人口は3万5,200人、1日当たりの処理能力は2万1,500立方メートルでした。

その後、平成6年度から平成30年度までに処理区域や処理能力などの変更を複数回行っており、現時点における全体計画区域の処理区域面積は714.5ヘクタール、処理人口は2万8,500人、1日当たりの処理能力は1万6,800立方メートルとなっております。

なお、事業認可区域の処理区域面積は226.7ヘクタール、処理人口は1万3,400人で、整備状況及び接続率については、現在整備面積が162.8ヘクタール、接続率は約80%です。

次に、コスト削減のための具体的な取組としましては、効率的なマンホールの設置や埋設ルートの見直しを行うなど、さらなるコスト削減に努めております。

また、一般会計からの繰入金の抑制につきましては、町の財政基盤安定化に向けた取組を受けて、令和2年度に策定した下水道事業経営戦略の中で、全体的な事業量の見直しを行い、資本的支出となる経費の削減を盛り込んだ計画としています。さらに、事業経営の健全化を図ることで事業に伴う繰入金の抑制につなげ、一般会計の負担の軽減を目指してまいります。

最後に、今後は接続率の向上に向けて、整備済区域における未接続の世帯に対して早期接続を促進するとともに、事業認可区域内の未整備地区については、平成29年度に策定した松前町公共下水道整備構想、いわゆるアクションプランに基づき、計画どおり整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 田中総務課長。

○総務課長（田中俊臣） それでは、3番目の御質問の義農大賞の中止についてお答えします。

本年3月議会において、義農大賞を計上している当初予算案は、十分な質疑、討論を経て賛成多数で承認していただいております。中止する考えはありません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 金子財政課長。

○財政課長（金子貴徳） 財政調整基金とふるさと納税についてお答えします。

まず、令和2年度末時点での財政調整基金の残高は5億7,385万1,000円です。ここ数年、財政調整基金が減少している状況や、財政調整基金残高10億円の目標に向けた歳入増と歳出減の取組については、令和3年3月議会の曾我部議員の質問にお答えしたとおりです。

次に、本町のふるさと納税の令和2年度の実績は1,516万3,000円、一方町民が他の自治体にふるさと納税を行ったことによる町民税の減収額は1,898万6,000円となっており、寄附額より町民税の減収額の方が多くなっています。

ただし、町民税の減収額の75%については、制度上普通地方交付税で措置されることから、実質の減収額は474万円程度にとどまり、寄附額から実質の減収額と返礼品に要した経費を差し引くと、約550万円のプラスになっています。

今後も、松前の魅力をたくさん感じてもらえるよう、地場産品の掘り起こしを行い、さらなるふるさと納税の増額を目指してまいります。

次に、行政はいただいた税金で住民サービスを提供し、公共の福祉の増進を図ることが目的です。本町の現状としては、歳出の削減を図ることが必要な状況ではあるものの、必要な事業は実施しなければなりません。

御質問の、下水道事業への繰出金は、先ほど渡部公営企業部長が答弁したとおりで、下水道事業の支出のうち、資本的支出については社会資本整備のための経費であり、その性質上、一般会計で負担すべきものです。

義農大賞は、3月議会でお答えしたとおり、松前町の発展のために必要な事業です。

次に、財政調整基金残高の目標額の算出根拠は、一般的な財政調整基金残高の目安である標準財政規模の10%程度としています。本町に置き換えると、令和2年度の標準財政規模は70億1,414万5,000円ですので、財政調整基金残高の目安は7億円程度となり、本来はその額を目標額とするところです。

しかし、災害の発生による急な支出や経済状況の変化による収入の減少など、不測の事態にも対応する必要があることから目標額を10億円に設定しました。各年度で必要となる一般財源には差があるため年次計画は設定していませんが、令和12年度末に財政調整基金残高10億円を達成したいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） これから再質問をさせていただきます。

まず、合併浄化槽新築補助の件について課長にお伺いいたします。

令和2年11月、事務事業評価の結果で課長、部長、町長のヒアリングの中で決定したと聞いておりますが、間違いはないですか。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） はい、間違いはありません。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） もう一点、課長はこの事務事業評価AからDまでありますよね。これは、課長はDが適当であるというふうな考え方があったのか、それともAとかBとか、推進しなくてはならないという考えがあったのか、どちらですか。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 11月の事務事業評価につきましては、当初計画どおり進めるよ

う内容でしたけど、評価の中で事業規模の見直し、内容の見直しを行うこととなったことから、新築時の補助については廃止というふうになりました。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 先ほどの答弁、最後が聞きにくかったんですが、伊予市、砥部、東温は補助金を継続しているのかしていないのか、最後がはっきり聞こえなかったんですが、もう一遍答弁願います。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） すみませんでした。

令和3年度は継続しております。令和4年度以降につきましては、廃止する方向で、先ほども言いましたが、検討されているということを確認しております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 令和4年度では廃止するというのは、2市1町ですか、そこらは3つの市町も廃止するということで認識しとってよろしいんですか。それをはっきりしてください。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） はい。確認しましたときは、そういう方向で検討するというのを聞いております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 検討すると廃止するとは全然違います。そこらをはっきり答弁のときは言うていただかんと、決定しとるんですかしてないんですか。そういう構想があるというだけのことであるんやったらそういうふうと言わんと、廃止しますということを言うてしもうたんでは、課長、駄目ですよ。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） 廃止するということは、まだ決定はされておられません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） ほたら、これから町長にお伺いします。

部課長、部長はもう退職しておられません、課長がおいでです。ヒアリングの中で決定したということは、これはもう町長のお考えがそういうDという決定をされたという認識でよろしいでしょうか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） この合併浄化槽補助に関することにつきましては、私が町長になったときから廃止をするように意見を言うておりました。職員のほうからは、それに対してずっと補助してきてるんだし、今移住や松前町に住む方を増やすという中で、その補助をやめると松前町に住もうかなと思っても、その補助がないことでよそに行くかもしれないから、町長それはやめんほうがええですよという、そういう御意見もありましたので、取りあえず続けておりましたが、財政基盤安定化の取組もあって、歳出削減をする状況になった中でやめようという決心をしたわけであります。

その理由は何かといいますと、これはもう既に前議会でも御説明をしておりますが、合併浄化槽は補助をしなくても町民の皆さんは合併浄化槽を設置しなくてはならないことになっているわけです。ですから、もともとは浄化槽というのはし尿処理浄化槽、単独浄化槽とも言いますが、そういう浄化槽と合併浄化槽と2種類があります。もともとは合併浄化槽はなかって、し尿浄化槽だけだったわけですけれども、それはし尿だけの処理をしておった。そんな中で、し尿はし尿ですから家庭から出る生活排水が公共用水域を汚染するということが社会問題化する中で、新しく合併浄化槽が開発をされました。

そんな中で、行政としてもどうせ浄化槽を設置するのであれば、ちょっとお金は高いんですけれども、し尿浄化槽、単独処理浄化槽よりも合併浄化槽を選んでほしい、その合併浄化槽を選ぶというインセンティブを与えるために補助金を出すと。補助金を出すことによって、合併浄化槽のほうにシフトしていただくと。その目的のために合併浄化槽の補助を始めているわけ、どこの自治体もです。

ところが、平成13年に浄化槽が改正をされまして、つまり水洗トイレを設ける人は、そのときには浄化槽は合併浄化槽でなければならなくなり、かつ合併浄化槽でなければならなくなったことで水洗トイレを設けようとする方は必ず合併浄化槽で処理をしてから出すと、生活排水を。そういう規制がかかりまして、結果として合併浄化槽は必ず新築の場合には設けなければならない。単独浄化槽では駄目になったわけです。

そうすると、一般の単独浄化槽か合併浄化槽か、どちらを選ぶかというときの合併浄化槽を選ぶインセンティブとして出していた補助金は全く意味をなさないことになっている。出さなくても、合併浄化槽がつくわけですから。つまり、法律は生活排水を公共用水域に流す場合は、し尿浄化槽をつくって水洗にする限りにおいては、その浄化槽で浄化をした上で出さないと、それが住民の責務であると、義務であると、そういう法制度ができたわけでありますから、まさに何の意味もない、ほとんど目的のない補助金になっておったのが実情だったわけです。それで、私も町長になったときにすぐやめませんか、こういうふうに申し上げた。

実は、そのことは、ここで言うのもなんですが、県の補助金は平成19年にやめております、新築に対する補助を。これは、私が県職員の廃棄物対策課長であるときにこの補助は

おかしいと、公益目的がないのに補助をするのはおかしいということで、県の補助は実はやめました。私、信念を持ってそのときやめました。松前町は、町長になったらまだ続いておるということで、これはやめるべきであろうと意見を申し上げておったんですけども、職員の意見もあったので、これまで続けておったと。そういう状況の中で、今回財政状況が厳しい中、やめるべきであろうと、こういう判断をしたわけであります。

地方自治法第232条の2というのに、地方公共団体は公益上必要がある場合においては寄附または補助をすることができるということで、目的のない補助は地方自治法違反となるわけであります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 町長のお考えはお聞きしましたが、廃止しても別にお金のある人はいいです、町長みたいにお金がある人は家を建てても補助金は自分で出してもいいけど、そうでない30年、35年ローンの住宅を建てた若い者は、30万円、40万円というのは大変なんです。そこらをもうちょっと考えていただきたいし、近隣市町の状況も把握してから決定してほしいなというふうに思います。

これはもう、町長の権限ですから、何ぼ言うても仕方がないけど、これは議会は両輪であるので、議会で提案された場合は議会がどうするかということを考えてもらわないかんし、区長さんたちは最終的には何を言われたかということ、議会が通した予算ですよ。廃止した分を認めたんですよ。区長会は関係ないでしょという考え方です。そのとおりです。議会が決めたんですよ、これ。承認したんですよ。ほいじゃ、区長さん方がどうこう言う前に議会で決めて決定したことです。そういう町長の権限があるんだから、別に議会が承認したらそれで構わないんです。

ただ、それは松前町の町民の代表で、町長は無投票で当選され、全員が支援をして当選された町長が、もうちょっと温かみを持って町民のことを考えていただけたらという思いで、これ質問をさせていただいたんです。

長年実施してきた補助制度が突然廃止したということは、かなり住宅の新築を資金負担が多くて周知期間が短いと、若い者はもう4月、5月に新築建てようと思うて申請してない人も当てが外れたんですよ、町長。やっぱり、廃止するんであれば数年間経過措置を考えるべきではなかったのかというふうにも思います。

それと、課長も言われましたが、議会への説明の前に2月号の広報に掲載をしたということは、課長が頭下げただけでは、これは済む話でも何でもありません。これは、議会軽視です。議会軽視も甚だしいので、3月議会の全員協議会で議員間討論したときは全員がこの問題については議会軽視という、個々の全員の発言でした。議員は、全員が議会軽視という認識をしとりますよ、町長。それ、どう思われますか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議会軽視という御指摘ですけれども、町民の皆様に対してお知らせが遅くなったことは、議員がおっしゃられるようにそれぞれ新築の計画を立てておられる方々の資金計画というのに狂いが生じるわけですから、大変残念なことでした。このことについては、結果として私からも心からおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

ただ、議員もおっしゃられましたが、この決定は町長権限です。実は、この決定は事務事業評価という制度の中で行っております。だから、事務事業評価というのは、その場で職員が、自己評価ですから、職員がこういう事業をやっています、この事業の成果はこうです、こういう方式でやってこういう成果が上がっています、成果がなければその場で廃止は決めます。その場で決められなければ、事務事業評価の意味はないんです。そこで、これは議会に伺ってから決めましょうとかという事務事業評価はあり得ません。

ですから、事務事業評価のまないたに乗せて、そこで東西をつけたのは、そういう制度の中での町長の判断としてやることですから、議会にお伺いするタイミングはないんです。ですから、決定したことをお伝えするだけ。それがおかしいのであれば、それはその事後評価として私が責任を取ればいいことであって、そういう流れを考えたときに議会に広報を出す前に説明をしなかったのが議会軽視と果たして言えるのでしょうか。皆さんがそうおっしゃるならそれも結構ですが、私は決して議会軽視だとは思いません。私は、町長になってから重要な事柄は議会の権限でないものであっても丁寧に丁寧に全員協議会で説明をしてきたつもりです。それでも議会軽視とおっしゃるんなら、もう仕方がないと思っています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 考え方の相違で、立場が違ったら考え方も違います。しかし、議員全員がもう少し早く、12月に決まっておるのであれば12月議会の全員協議会なりそういうようなところで、町長は出席してなくても担当課長、部長ぐらいでこういう計画おると、何月の広報で出しますよというぐらいな前もっての周知期間があってもえかったんではないかなと。それが松前町のトップである岡本町長の義農精神じゃないんですか。やっぱり、自分のことより人のこと、町民のこと、町長は町民のことを一番考えとんどしょ。町民のためのことを考えたときには、やっぱりそれぐらいの親切というか気持ちがあるほうが町民はついてきます。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 先ほどから申し上げたように、私自身も早く町民の皆さんにお知らせしたいと思っておりました。実は、ほぼしてもらってると思っていて、3月議会のときに初めて2月だったんだということが分かりました。議会での説明も、実は私が気がつい

て、抜けたるじゃないか、言わんかというべきだったところなのかもしれません。決まっておったわけですから、早く議会にお知らせすることが本当は正しい取扱いだったと思っています。その点について、私が気がつかなかったことは心からおわび申し上げます。すいませんでした。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 町長、ありがとうございます。

そういう気持ちでおっていただいたということは、安心しております。

それでは、次の再質問に参ります。

下水道事業についてお伺いいたします。

たくさんあったんで、全部が全部覚えておりませんが、部長からの答弁の中に、対象者は人口の半分というふうな発言があったと思うんですが、確認のため、間違いございませんか。

○議長（加藤博徳） 渡部公営企業部長。

○公営企業部長（渡部博憲） はい。今の下水道の計画区域の中においては、住民の方の約半数が居住されておるといふことの市街地から進めておるといふことで間違いございません。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 私の認識では、約3分の1、1万人を対象にした下水道事業というふうに認識しておりましたが、私の過ちですね。

それでは、お聞きします。

当初、かなり前に……。

○議長（加藤博徳） どうぞ。続けてください。

○14番（伊賀上明治議員） かまん。

○議長（加藤博徳） はい。

○14番（伊賀上明治議員） 長いけん、昼からにしようか。かまん、議長。

○議長（加藤博徳） はい、伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） やってしもうてかまんですか。

○議長（加藤博徳） やってください。

○14番（伊賀上明治議員） あと30分ぐらいかかりますが。

○議長（加藤博徳） はい、よろしいですか。

○14番（伊賀上明治議員） かまんですか。

○議長（加藤博徳） はい。

（「議長が通告せないかん。昼ですがこのまま延長しますよいうて」の声あり）

皆さんにお諮りします。

お昼になりましたが、このまま続けさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) そのようにさせていただきます。

伊賀上明治議員。

○14番(伊賀上明治議員) 先ほど部長に人口のことをお聞きしましたので、約1万5,000人という地域の計画であったということを再認識させていただきました。

そのときには、エミフルのことは計算の中に入れておったのかなかったのか。当初はエミフルがなかったんですから、エミフルの人数を足しとるわけではないので、このエミフルの人数をどのようにいつ量を変更して、容量を計算したのか。月平均か2か月平均か知りませんが、エミフルの排水量、これは計算が出とると思うんで。

○議長(加藤博徳) 渡部公営企業部長。

○公営企業部長(渡部博憲) 大型商業施設の流入量をどう考えたかでございますが、先ほど申し上げました事業認可の変更ということで、区域を拡大しまして、商業施設の流入を行ったわけでございます。流入量の算定につきましては、非常に大きな数値の算定ではございません。通常の住居から発生する量の算定という形ではなく、来場者がトイレなどを使用するという数値算定で、通常の居住の算定とは異なる数値で算定しております。利用に関しては、現在の流入量の約2割程度の流入という形で変更をかけて、大型商業施設の変更を行っておるものでございます。算定につきましては、居住地の流入算定とは異なる手法で算定しておるということで御理解いただいたらと思います。

○議長(加藤博徳) 伊賀上明治議員。

○14番(伊賀上明治議員) はっきりと納得いくような回答はいただけないと思うし、無理なところがあると思うので、もうそれ以上言いませんが、エミフルは平成30年度には年間来客者が1,375万人、年間に。1日に直してみますと3万7,000人の来場者がおいでするというデータが出とります。1万5,000人とここに3万7,000人、全員が全員比較するわけにはいきませんが、人数だけで判断するわけにはいかないので、先ほど聞いたエミフルから出とる排水量について質問をしたわけですが、数年前にこの庁舎前の下水道、これはエミフルが原因で修理したわけです。1億数千万円を出して。これは、最初に計画しとったものと量が違うので、1億数千万円を出して修繕工事をしたと思うが、間違いはないのかどうか。

○議長(加藤博徳) 渡部公営企業部長。

○公営企業部長(渡部博憲) 議員おっしゃる県道の補修のお話でございますが、すみません、ちょっと手元に資料がないもんですからあれですが、下水道管の中には生活排水等が流れておりまして、硫化水素というものが発生するケースがございます。硫化水素が発生して長い間そこに滞在しますと、コンクリートの部分を腐食させたりということで、そ

ういう形で管、マンホールのコンクリートが腐食して、いわゆる管更生ということで内面から被覆をしたものでございます。

硫化水素の発生については、単に量が多いであるとかそういった形のものではなくて、条件的に管の中の状況、高さであるとかそういったものに起因しとることが発生原因と言われております。ですから、必ずしも流下量が多いから硫化水素が発生して修繕が必要であったということではないと考えております。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 中へ入って見るわけにいかんで、部長の言うことを信用しなくてはならないと思うけれど、やはりエミフルの関係がかなり、全然関係ないことはないでしょう。最初の計画で配管したときにエミフルは入ってなかったんじゃないんですか、庁舎前の本管は。計画したときに、あこを設置したときにエミフルはあったのなかったのか、それを再確認。

○議長（加藤博徳） 暫時休憩します。

午後0時7分 休憩

午後0時7分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 部長、もう結構です。

部長は、凍結はしないという答弁があったので、最終的に今の計画をするのに何年かかります。新立、本村、国調をしよりますよね。それが国調が済んで下水道を配備するのに何年かかります。かれこれ先の話になりますよ。それまでに、何ぼ借金したら済むんですか。ここに今までの事業費、幾ら借金が残っているか表がありますが、建設費だけで134億円使ってるんです、今までに。現在の借金が45億円あります。町民は知りませんよ、こんな金額は。これをやってしまうんですか。これ、まだ増えますよ。借金が……

（「議長」の声あり）

まだ質問しよるんで、待ってってください。

そういう状態であるのに、まだこれ続けるというのは、お金の使い方、我々は議会ですから、このお金の使い方のチェックをせな、その機関です。議会が何でも認めたら、これ何かあったときには議会の責任にもなるんです。町長だけやないんです、議会が承認しとんです、これ。現在は、まだ何とかやっていけよるけど、これを何十年先までやっていったら大変な金額になるんです。

そこを考えたときに、私は岡本町長に英断してほしい。すぐ凍結せいでも、何年か後には考え方を見直して、新立、本村が10年先に国調が済み、下水道配備ができるような状態になったときに、財政状況にもよりますけど、そのときに次の議員や、首長も多分岡本さ

ん、10年後はもうおらんかもしれんけれど、そのときに議会と町長で考えて前へ進めるか凍結を解除するか、それを決断したらいいので、ここ10年間でこれだけの借金をしていくというのは、町民がこれを知ったら大変なことです。一番近い新立、本村が下水道ができるまで凍結すべきと、私は議員として考えます。

下水道整備も加入率が低ければ採算が合いません。使用料が年間1億数千万円、事業が3億円、4億円の事業をして、一般会計から3億円から3億5,000万円投入して、今45億円ある借金を払うていく、これは大変です。町長、やめれるもんならやめてみたいというふうに腹の中では思うとるかもしれません。町長の立場やから言えませんが、僕は個人的にはやめれるもんならやめてみたいと、やめたほうがいいというふうに思います。後始末があるので、町長としてはいろいろ考えがあると思うので、すぐ凍結するということは言えんかもしれませんが、それも含めて今後考えるべきじゃないのかなと。私は、もう町長に預ける形しかございませんので、町長が凍結すると言やあ凍結できるんです。しないと云ったらしないんです。私は、もう岡本町長を信用して英断を待つしかないと思っておりますので、町長、何か答弁ありましたら。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 凍結とおっしゃるんですけど、凍結したらどないなるかということも考えとかないかんということです。下水道事業は、そもそも息の長い事業です。どこでもそういう時間がかかってます。

ただし、松前町のこの市街化、いわゆる住居が連檐している地域においては、先ほど部長からの答弁もありましたように、1ヘクタールの人口が40人ですか、それ以上の部分は下水道事業のほうで効果的な公共水域の水質保全が図れると、こういうのが環境の世界での常識なわけです。松前町は、現在1ヘクタール当たりが60人ということですので、やめれば公共水域の環境汚染が進むということですから、凍結してそれでおしまいというわけにはいかないわけですので、これは少なくとも住居が連檐している密集地域の範囲内においては、お金がかかってもこの事業は続けていくべきだろうと、こう考えております。

借金、借金とおっしゃいますが、この借金の起債ということですが、これは今年かかるお金を今の税金で払うんではなくて、長いことかかって将来の人たちにも負担していただくという考え方における借金ですので、言うたら、金がないのに借金して難儀になるということではなくて、いわゆる将来の方々もその利益を受ける、下水道の利益を受けるから、その方々の負担もしていただくという考え方での建設負債ですので、今回は公営企業債になるんですけど、そのことは御理解をいただいたらと。

それは、言ってみれば計算された借金でありますから、むちゃくちゃな借金をしているわけではない。ただし、先ほどちょっと言いましたように、今現状一般財源が厳しい状況がありますから、少し事業を抑えて借金を払う額が将来高くないように、ちょっと事

業を抑えておいて繰入金の額を抑制していくと、そういう措置をしながら継続的に必要な、これは下水道というのは道路と一緒になんです、社会資本なんです、インフラなんです。運営は公営企業で独立採算ですけども、管路とか浄水施設というのは、これはインフラなんです。道路をつくるのと同じというふうに考えてください。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 町長は、道路と同じ感覚でおる。それは、松前町全体のことで予算を使っているのなら町長の言うとおりで。しかし、一部分です。一部分に松前の計画のところだけこういうお金を使うという、それは町長、全体の町道や道の舗装とかそういうような問題とこれとは別問題です。地域がくぐられとんです。ちょっとそこを僕は理解できません。

（町長岡本 靖「答弁してよろしいですか」の声あり）

はい、どうぞどうぞ。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 前々から、議員は松前町の一部の区域に130億円使って、岡田、北伊予には浄化槽もやめるんかいと、けしからんじゃないかと、こういう論理ですよ。

でも、この下水道事業というのは、その住んでいる方に利益を結果としては与えていますが、何のためにしているかという公共水域の水質保全のためにやっているんであって、住んでる人のためにやってるではありません。水質保全のためにやってることが、結果として反射的に住んでる方にも利益を与えていると、こういう関係です。それは、その意味においては道路と一緒になんです。

松前町という町は、20平方キロメートルしかありません。小さな町ですけども、それぞれの地域、地域、地域で抱える問題も違うし、政策課題も違います。それぞれの地域の特性に応じた政策課題があって、その政策課題に税金を投入して政治をしていく、事業をしていく、そういうことになってるわけです。

ですから、松前町の松前校区の一部、つまりすごく住居が連檐し生活排水がどんどん出る地域においては、この生活排水を放っておけば海も汚れる、水路も汚れる、川も汚れる、非常に劣悪な生活環境になってくる。そういうことが分かっているから、幾らお金がかかってもこの地域には金を突っ込まなくてはいけないわけです。北伊予や岡田は、まだそこまでの連檐がありません。したがって、生活排水が仮に流れたとしても、自然の浄化作用で浄化できる。まだそのレベルがある、残っている。そんな中で、松前には下水道を入れ、水質を浄化し、公共水域を守る、そのために金を入れているわけです。それは、ほかの事業でも一緒です。地域の中で、必要なところに金を投入する。その地域以外のところは必要ないお金かもしれません。じゃあ、こっちへ130億円入れたから、必要のない金

を北伊予と岡田にばらまきますか。そんなばかなことは私はしません。

(14番伊賀上明治議員「ばかなこと言うとりやせん」の声あり)

考えてみてください。北伊予に自由通路をつくりました。あのときに議会で大反対が起きました。4億円を何で北伊予に使うんだと、松前や岡田は金が必要ないものだと。でも、私は自由通路をつくりました。今の考え方と一緒に。北伊予はJRの線路で町が分断されている、さらに車両基地、貨物基地ができてその分断が大きくなる。そんな中で、地域の分断を少しでも緩和するためには、4億円かかってもこの橋が必要だと、こう考えたからです。同じことだと思います。そういう考え方で私は事業を、政策を行っていきますので、御理解ください。

○議長(加藤博徳) 伊賀上明治議員。

○14番(伊賀上明治議員) 下水道をしなくては水質の問題があると言われてましたが、合併浄化槽で十分、今の合併浄化槽はきれいに生活排水、お風呂から台所から全部きれいにろ過したやつを海へ流すわけですから、処理場で浄化して流すのもそんなには水質は変わらないと思うんですが、あまり極端に下水道の処理のほうが増しとるんなら別です。それはまた、私が言うことが違っておるんなら、私は同じぐらいやと思います。

それと最後に、町長はとんでもないことを言われたが、JRの自由通路の話が何で出てこにゃいかんのですか、ここで。町長、何で自由通路の話がここで出るんですか。それなら、私言いますよ。通告書にないけど、町長が言うた以上は言います。かまんですか、議長。町長が言うたんですから、通告書にない返事をしたんやから私も言います。いいですか、町長。

○議長(加藤博徳) 短く。

(町長岡本 靖「ちょっと待ってくださいね」の声あり)

ちょっとお待ちください。そんなら、2人が言いたいんやったらやめてください。

(町長岡本 靖「私が言ったのは」の声あり)

もしもし、2人が言いたいんだったらやめてください。

(「暫時休憩したら、暫時休憩」の声あり)

暫時休憩しましょうか。

午後0時20分 休憩

午後0時21分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

伊賀上明治議員。

○14番(伊賀上明治議員) 休憩中のことは言い過ぎたかもしれんけど、勘弁してください。

義農大賞も、最後に一言、二言だけ言わせていただきます。

義農大賞は、職員に対して徹底的に無駄を省くことを意識づけしていますと答弁されました、町長は。町長自身はどうなのでしょう。職員にはそういうことを言われるが、義農大賞は委員会でも和田部長に聞きましたが、3月に。これは、町長のトップダウンの予算ですかと言うたら、部長がそのとおりですと。それについての質問はほしたら答えられんねと言うたら、答えられませんと。ほいで、意見を述べて町長にメモに書いたものを渡していただきたいということで渡したはずではあります。町長のそこへ行っとるかどうかは別です。

義農大賞はトップダウン予算であって、これは私から言うたら私物化です。住民に何のメリットもあります。住民のメリットがないことを、なぜ町長が1,500万円もつこうてやるのか、私には合点がいきません。しかし、これも議会を通つとんです。議会を通つとるから、テレビで宣伝したり、町長もテレビでいろいろと義農大賞のことを言われております。

もう出発しとんだから止める必要もないと思うんですが、町長、これは町長の思いでやられたのはいいけど、住民の中には納得してない住民がたくさんいます。そのことだけは頭に入れとってください。私は、ほやから3月で曾我部議員が一般質問したときと同じように、義農精神と行政運営が一致していないという認識しております。もうそれ以上は言いません。もう前へ進んどんやから、けちのつけようも、あまりけちつけてもいかんし。だけど、批判をしとる人間はたくさんいますから、それだけ町長、頭へ入れとってください。

最後に、財政調整基金について再質問します。

標準財政規模の10%が、令和2年度松前町は70億円になり、7億円が適正であるとのこととあります。令和2年度は財政調整基金5億7,000万円、令和3年度は3億円台になっていると答弁がありました。目標を立てたにもかかわらず減少をしている。ふるさと納税、これは担当の職員が頑張ってくれたおかげで1,500万円近くになって、これはいいことです。しかし、これは焼け石に水で、そのうちの、先ほど聞いたらマイナス470万円プラス550万円と。だから、これは財政調整基金に10億円というても、このふるさと納税を当てにするわけにはいかんのです。金額が小さい。

経常経費の削減だけでは、大幅な削減は難しいと思いますので、ここで提案として下水道を凍結して一般会計から3億円を止めることによって改善は可能になると思いますので、それだけ言わせていただきたい。何か答弁がありましたら、言うてください。

○議長（加藤博徳） 暫時休憩します。

午後0時26分 休憩

午後0時26分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

渡部公営企業部長。

○公営企業部長（渡部博憲） 先ほども答弁はさせていただきましたが、下水道の事業のほうにつきましては、整備率、残りの地域を整備していくということで凍結の考えはございません。

しかしながら、やはり一般会計の関係につきましては、全体的な事業量の見直しを行って、資本的支出となる経費の削減を盛り込んだ計画で、今後持続可能な下水道事業を運営して進めていきたいと考えておりますので、同様に凍結の考えはございません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） いや、私が聞いたんは、別に渡部さんをどうの、責めるわけでも何でもない。先ほど凍結せんと言うたんやから、それで構わんのです。その代わり、将来に責任を持っていただきたい。

私は、財政課長に質問したつもりです。これの10億円にするのであれば、今のやり方は当然無理やと。ただ一つ、方法と言やあ下水道を3億円、一般会計から繰入れとる金を凍結すれば、将来10年後に10億円になる可能性はありますよというて提案しただけです。断言するものでもありません。だから、答弁するんなら財政課長がしたらええんで、なかつたらもう終わります。

○議長（加藤博徳） 金子財政課長。

○財政課長（金子貴徳） 財政調整基金のお尋ねになりますけれども、年度間の財源の調整を図って、その健全な運用を期するために財政調整基金というのがございます。過去10年間の基金残高を見ても、5億3,000万円あたりから7億9,000万円あたりまで差がございます。年度年度での一般財源の必要額は変わってまいりますので、一概に言えませんけれども、令和12年度末には何とか財政調整基金10億円を達成したいというふうには考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 財政課長もそれしか言うことないでしょう。別に、変わった返事をいただくつもりもなかったけど、職員やからそういう言い方をするのは当たり前やけど、一点だけ答弁の中で私が切れたところがございます。総務課長、あなたは答弁の中で、議会が承認したんやからという言葉を入れたな。説明する必要はないと。それはちょっと、議会に対する言葉遣いは適当じゃないと思う。もう一遍、原稿を見てください。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 総務課長が言いました質問の答えについて、再度もう一回言わせ

ていただきます。

本年3月議会において、義農大賞を計上している当初予算案は十分な審議、討論を経て賛成多数で承認していただいております、中止する考えはありませんと。中止する考えはないといった答弁です。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 何で副町長が答弁すんだ。総務課長に聞いとんでしょうが。総務課長が言うたことをもう一遍確認して、それが合うとるか合うてないかを考えて物を言いなさいや。

というのは、もう今副町長がわざわざ言うてくれたんやから、同じことを2回も聞かいでいいと思います。十分な時間と協議をして決定したと言われるのであれば、なるべく言わんように思いましたが、そこまでそういうことを言われるんなら言います。

3月1日の予算案の町長の説明の中で、予算案を計上してその説明をした最後に、義農大賞について補足して申し上げますと。これ、延々とやっとなです、延々と。2ページ。ほど、曾我部議員の質問にも答えとる、それに関して。これは曾我部議員の質問の答えの中にもありましたが、これはもう言葉が過ぎたらこらえてください。岡本町長の後援会の皆さんが傍聴に来られて、それを動員かけたのはある会社の会長です。岡本町長の後援会の事務局長をした人が議場で拍手をして、傍聴に来とる人が全員に近い人が拍手を2回された。そのときに議長は止めたでしょう。これはルール違反です。議長がどう判断するかです、議場やから。

そこまでして、その前の全員協議会では全員が反対だったんです、義農大賞。それを議長が総務課長、今は仙波局長になっておりますが、報告しとるはずで。それを聞いた上で、町長が補足のこの長い文章をつくったと思う。そうでしょう。ほやから、田中課長、十分に議会が議論した上でやったんじゃないんです。これは、町長のお考えでやったことやから別に問題はないかもしれん。だけど、これがあつた上で、議員が全員協議会で言うたときと態度が変わったんです。後ろから拍手はされる、岡本町長は補足して義農大賞だけはこういうふうに熱心に補足された。その影響で、半分以上の議員が皆ひっくり返ったんです。ほやから、私は3月議会のときに、反対討論のときにイエスマンと言うたんです。全員協議会のときにあれほど反対しとった議員が、反対とまでいかん人間が二、三人おりました、それでも賛成とは言うてないんです。そういう状態でしたんです。よく覚えとってください。これは来年の6月議会で再度私が総括で一般質問します。

（町長岡本 靖「議長よろしいですか」の声あり）

町長、何かあつたらどうぞ。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 全員協議会で議員の皆さんが反対の意向を示された。そのために、私が特別に、今まではそこまで詳しく言わないけれども、提案理由説明で述べたということは事実です。傍聴の皆さんにも、私のほうが私は義農大賞をやりたいので、その趣旨を議会が反対して潰すかもしれないけれども、私を応援している皆さんには義農大賞の私の気持ちを聞いてほしいから傍聴に来てくれませんかと呼びかけたのも事実です。それが、どこがルール違反なんですか。

（14番伊賀上明治議員「はい」の声あり）

ちょっと待ってください。

私が、皆さん方が十分に義農大賞のことを理解していないと感じたから、きちんと説明をした上で議論をしていただきたい。冒頭です、議会の。その後、ずっと延々議会あったんです。委員会もあり、最終日には討論もしました。私が言ったのは、冒頭で提案理由説明として私がこういう趣旨でこういう内容の事業をやるから皆さん方、もう一回考えてくださいねというふうに投げかけて、議員の皆さん方がそのことを受け止めて、議論の中で賛成に回っていただいた。結構なことじゃないですか。何がおかしいんですか。

以上。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 誰も町長が違法なことをしとるとは言っておりません。

ただ、後援会総出でてきて、事務局長さんが拍手して、議場では退任と新任の挨拶のときに拍手をするだけです。町長の挨拶、この補足説明を聞いて、曾我部議員の一般質問の町長の答えを聞いて拍手、これがルール違反というんです。ほやから、後援会がルール違反しとるというんです。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議場で拍手するのは確かにルール違反かもしれませんが、来られた方がそこまで十分承知されてなかったんだと思います。ただ、私の意見に賛同したから、思わず拍手が出たんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） お待ちください。

議場で拍手2回をしましたが、止めなかったのは私の責任です。申し訳ありませんでした。

だが、議場で拍手はお断りしますということを前提に物事は進んでおりますので、その点、皆さんあらかじめ御承知いただきたいと思います。

伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） この議場は、議長の判断で構いません。議長がああいうふうに言われたということはどういうことかというのは、議員も町長も分かっていたと

思います。

ただ、後援会がしたことは責任がないとは言えなので、それは悪かった、「だけど」という「だけど」は必要ございません。悪かったら悪いというたら、何も悪く取らあせんのです。それ以上のことは言やあへんのです。あまりにも自分をかばうから私は言うだけのことであります。何かありますか。

(町長岡本 靖「ありません」の声あり)

ないんなら、終わります。

○議長(加藤博徳) 伊賀上明治議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

午後0時37分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 田 中 周 作

松前町議会議員 住 田 英 次

6月21日（第3号）

令和3年松前町議会第2回定例会会議録

令和3年6月21日第2回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
産業建設部長	渡部博憲
出納局長	横山眞史
教育委員会 事務局長	仙波晴樹
総務課長	田中俊臣
子育て・ 健康課長	塩梅敬介
会計課技監	伊達圭亮

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長
議会議務局
記

柏原正
徳本敏子

令和3年松前町議会第2回定例会

議事日程表

No.3

	令和3年6月21日(月)	午前11時00分	開議
日程第1	会議録署名議員の指名		
日程第2	請願第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑 討論	採決
追加日程第1	委員会提出議案第3号 地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる 制度の整備を求める意見書の提出について		
上程	提案理由説明	質疑 討論	採決
日程第3	議案第35号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑 討論	採決
日程第4	議案第36号 松前町手数料条例の一部を改正する条例		
上程	委員長報告(文教厚生)	質疑 討論	採決
日程第5	議案第37号 土地改良事業の施行について		
上程	委員長報告(総務産業建設)	質疑 討論	採決
日程第6	議案第38号 令和3年度松前町一般会計補正予算(第5号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論	採決
日程第7	議案第39号 令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論	採決
日程第8	議案第40号 令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論	採決
日程第9	議案第41号 令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算(第1号)		
上程	委員長報告(予算決算)	質疑 討論	採決
日程第10	議案第42号 松前小学校放課後児童クラブ新築建築主体工事請負契約の締結について		
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
	委員長報告(総務産業建設)	質疑 討論	採決
	閉議		
	町長挨拶		
	閉会		

午前11時0分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

8番稲田輝宏議員、10番藤岡緑議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

日程第2 請願第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第2、請願第1号地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る6月8日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました請願第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

請願第1号は、分煙社会の実現と、改正健康増進法の趣旨である望まない受動喫煙の防止の推進を図るため、地方たばこ税を分煙環境整備に活用できる制度の整備に取り組むよう、国に対し強く要望する意見書の提出を求めるものです。

審査において、特に質疑もなく、採決の結果、全員一致により採択すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号を委員長の報告どおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本請願は委員長の報告どおり採択することに決しました。

暫時休憩をいたします。

午前11時2分 休憩

午前11時3分 再開

○議長(加藤博徳) 本会議を再開します。

お諮りします。

ただいま総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員から委員会提出議案第3号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。委員会提出議案第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

**追加日程第1 委員会提出議案第3号 地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書の提出について(上程、提案理由説明、質疑、討論、採決)**

○議長(加藤博徳) 追加日程第1、委員会提出議案第3号地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書の提出についてを議題にします。

提案理由の説明を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 委員会提出議案第3号地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出する。

令和3年6月21日。

松前町議会議長加藤博徳様。

提出者、松前町議会総務産業建設常任委員会委員長村井慶太郎。

提案理由。

改正健康増進法の趣旨である望まない受動喫煙の防止の推進を図るため、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の整備に取り組むよう強く国に要望するもので、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

なお、提出する意見書及び提出先はお手元に配付したとおりであります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

委員会提出議案第3号を原案どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第35号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第3、議案第35号松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る6月8日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第35号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、国民健康保険税率を引き上げることにより松前町国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、昨年はコロナの関係で、後期高齢も含めて病院に行く人は減ったと聞くが、こういう中で保険税を上げなければならないという背景は何なのかとの質疑があり、令和2年度保険給付費の決算見込みでは、保険給付費の執行率は約97%で前年度とほぼ同水準で推移している、子どもについては受診控え等が影響し保険給付費はかなり減っているが、70歳以上の入院などに係る給付が増加しており、全体としては同水準になっている、令和元年度と令和2年度の医療費の伸びを検証すると約3%の増加であり、令和3年度の医療給付費も増加することが見込まれることから税率の改正を行いたいとの答弁がありました。

次に、他県の事例を見ると、町民の皆さんの保険料を下げるための取組をし、健全経営

に努力しているが、松前町の場合はどうかとの質疑があり、健康づくり事業は、成年に関しては子育て・健康課が、高齢者に関しては福祉課がそれぞれ事業を実施している、病気にならないよう健康に留意するための啓発事業等も行い、少しでも医療費を減らせるよう引き続き事業を実施していくとの答弁がありました。

次に、医療の高度化で、今までであれば命を落とすような病気も、先進医療が発達し、特別な薬を使うという事例が増えてきている、病気になる人は減っているのかもしれないが、1人当たりの医療費は高くなっていると思う、健康診断で早期発見、早期治療に努めてもらおう、子育て・健康課だけに頼るのではなく、各課が連携してアナウンスしていくという取組は考えていないのかとの質疑があり、健診の広報などは保険課でも行っている、徐々に健診率も増えており、少しずつ功を奏しているとの答弁があり、委員からは、健診を受けましょうだけでなく、受けたからこれぐらいで済みましたという実績を数字で見せてもらおうと分かりやすい、そうすれば健診に行くことが国保税を下げることになるという意識を町民の方に持っていただきやすいのではないかと意見がありました。

また、人口の推移や保険の収入も分かっている、この段階でこうなり、将来的には何%まで持っていく、その途中で今年度から何%にするということを町民の方に理解していただいた上で値上げをしないかという説明ができない、今足りないから今年上げるではなく、長期的なプランをしっかりと持ち、私たちにも資料を提示し、その上で引き上げると言ってほしいとの意見や、短期的に考えるのではなく、ビジョンを持った上で中期的、長期的に様々な工夫と努力をしてほしいとの意見もありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第35号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員長の報告どお

り可決されました。

~~~~~

**日程第4 議案第36号 松前町手数料条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）**

○議長（加藤博徳） 日程第4、議案第36号松前町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る6月8日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第36号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人番号カードの発行主体が市区町村から地方公共団体情報システム機構に移ることに伴い、町において手数料を徴収することができなくなることから所要の改正を行うものです。

審査の過程において、個人番号カードの発行に係る事務が地方公共団体情報システム機構に移行しても形式はこれまでどおりかとの質疑があり、住民の手続等に変更はない、現在個人番号カードの申請や交付の手続に関して、毎月2回土曜日の窓口開設と第3木曜日の窓口延長のサービスをしている、9月以降は、土曜日の窓口開設に関しては月1回に減らす予定であるが、今後の申請状況を見て柔軟に対応していきたいとの答弁がありました。

次に、地方公共団体情報システム機構に移行することでメリットはあるのかとの質疑があり、今回の改正で交付率が上がるなどメリットがあるとは考えていない、改正後は手数料が入らなくなるが、個人番号カードに関する事務の交付金が入る予定であるので、歳入についても影響はないとの答弁がありました。

次に、令和2年度の個人番号カードの再交付件数について質疑があり、再交付は49件あり、そのうち手数料を徴収する再交付は7件であったとの答弁がありました。

次に、改正後、住民はどのような方法で地方公共団体情報システム機構に手数料を払うのかとの質疑があり、住民が手数料を払う方法は変わらないため、今までどおり役場の住民係の窓口で払ってもらい、町において受領した手数料は歳入歳出外現金会計として保管しておき、一年間分をまとめて地方公共団体情報システム機構に払う予定であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御



報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第36号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第37号 土地改良事業の施行について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第5、議案第37号土地改良事業の施行についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る6月8日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第37号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の議案は、土地改良法第96条の2第2項の規定により、土地改良事業の施行について議会の議決を求めるものです。事業内容は、県単独土地改良事業として、老朽化した恵久美地区の水門改修を行い、農業用水を安定的に確保するとともに、維持管理、用水管理に係る労力の軽減を図るもので、事業費は1,200万円の予定です。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第37号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第38号 令和3年度松前町一般会計補正予算(第5号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第7 議案第39号 令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第8 議案第40号 令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第9 議案第41号 令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算(第1号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第6、議案第38号令和3年度松前町一般会計補正予算第5号、日程第7、議案第39号令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号、日程第8、議案第40号令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号及び日程第9、議案第41号令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長(影岡俊範議員) 去る6月8日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第38号から議案第41号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第38号令和3年度松前町一般会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ2億7,610万9,000円を追加し、総額を119億8,299万円とするものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、DX推進業務効率化促進事業については事前説明から金額が変更しているが、変更箇所はどこかとの質疑があり、PC端末等整備では、タブレット対応ノートパソコンのほかに基本ソフトウェア、充電保管庫が必

要となり、約200万円上がった、庁内無線LAN環境整備が約200万円下がったのは、説明時は概算であったが、6月補正予算を計上するに当たり精査した結果、逆に下がったものであるとの答弁がありました。

議員のタブレットパソコンのセキュリティーに関しては、基本的には職員が使用しているパソコンと同じ扱いになり持ち出し禁止となる、パスワードを使ったUSBを議会事務局で管理し、USBでデータを抜き出すなど、職員と同じような管理を考えているとの答弁がありました。

次に、非常備消防一般管理事業の消防団の活動服について、夏服、冬服を廃止、合服で統一し、難燃性を有する活動服を配備するということだが、更新の年数の基準はあるのかとの質疑があり、更新の年数については基本的に法的な定めはなく、松前町においても更新年数を明確には定めてはいない、定めている市町村に聞いても、随時更新、あるいは更新年度がきても使用できる間は使用するなど基準が適用されていない現実がある、何年で交換すると定める予定はなく、使いながら状況に応じてと考えているとの答弁がありました。

また、経費削減をうたっているが、今のシミュレーションでどれくらいコストが下がる見込みかとの質疑には、前回の購入費用は約500万円で、夏冬2着あれば、それを1着にすることでその額が削減できると見込んでいるとの答弁がありました。

出納局所管については、電子入札システムのランニングコストについて質疑があり、令和4年4月から導入予定だが、1件当たり1万円の負担金が必要となる、毎年入札をした件数分を支払う、これがランニングコストになる、令和2年度は183件入札を実施した。

委員から、今のフォーマットは印字が薄く見えづらい、配慮をしてもらいたいとの意見がありました。

産業建設部所管については、水産業施設整備事業の漁船引っ張り台車改修工事について県の補助金はなかったのか、港湾は県の管理ではないのかとの質疑があり、国、県の補助について確認したがなかった、また港湾部分は愛媛県の管理だが、漁船引っ張り台車は町管理であるため、町で予算を組んで対応する、土台の勾配部分は県が港湾管理者として必要性があれば緩やかにするが、今のところその考えはないとの答弁がありました。

次に、舗装長寿命化修繕事業について、舗装補修の工法を変更ということだが、ほかの箇所もこの工法で修繕をするのか、また工法変更による効果はどのくらいかとの質疑があり、今回は、町道筒井徳丸線の舗装補修工事として約3,000平方メートルの補修を予定しているが、舗装補修工事は来年度以降も舗装の状態が悪いところについては引き続き行う予定である、舗装のサイクルは20年から30年は持たせたいと考えているとの答弁がありました。

次に、橋梁長寿命化修繕と舗装長寿命化修繕の補助率について質疑があり、今年度は、

町の要望額に対して国の配当が少なかったため町の負担が増えている、橋梁については5年に1回点検が義務化されているため、補助金が減ったからといって点検数を減らすということはできない、舗装補修については対象事業の50%が補助金になるが、施工範囲を確定する中で、区切りのいいところまで工事をする必要があるため、一般財源を充てるようにしているとの答弁がありました。

補助金がなければ、事業を2年間にわたって行うことはできないのかとの質疑に対し、通常の工事であれば国の補助金に併せて工事範囲を決定することができるが、今回の橋梁点検については5年に1回の法定点検であり、5年前に点検した橋梁を2年に分けることはできないとの答弁がありました。

今回計画している町道西48号線の道路改修を西へ延伸する予定はないのかとの質疑には、現在計画している区間は、地元からの要望があり事業化している、西の区間についても地元から要望があり、道路改良をする必要があると認められれば事業化することになるが、現在は計画していないとの答弁がありました。

次に、港湾一般管理の廃船処理で所有者不明とあるが、個人のを町が処分するのかとの質疑に対し、個人の所有なので基本は個人が処分するものだと考えている、しかし今回の船については、船番号も確認できていない状況で、船自体の原形もとどめていない、このまま放置すると近辺にごみを不法投棄されるおそれがあるため、今回については環境整備ということも含めて町が処分することとしたとの答弁がありました。

保健福祉部所管については、特に質疑はありませんでした。

教育委員会所管については、教育総務一般管理の授業目的公衆送信補償金について質疑があり、ICTを活用した授業等で著作物を使用する場合、補償金の支払いが必要になるため、補償金を管理する授業目的公衆送信補償金等管理協会に小学校1人120円、中学校1人180円を年度ごとに支払うものである、この補償金を支払うことにより、どのような著作物でも無許可で使用でき、この補償金以上の補償は不要となるとの答弁がありました。

次に、北伊予小学校の屋外トイレ改修工事について、どのようなトイレを建てるのかとの質疑があり、詳しい設計はこれから行うが、便器を全て洋式にし、多目的トイレを設置する、躯体の一部は残して改修したいとの答弁がありました。

委員から、建築後年数もかなり過ぎており、全部壊して新しく建てるべきではないかとの意見があり、改修費用を節減するため、躯体の一部を残すという形にしているとの答弁がありました。

委員からは、節約をするのであれば、ほかに節約できるものがある、もっと子どものことを考えてほしいとの意見がありました。

次に、北公民館雨漏りの改修工事について、昨年度かなり大がかりな改修工事をした

が、窓サッシの雨漏りについては耐震工事の際には分からなかったのかとの質問があり、耐震工事は躯体の耐震工事と内装のリフォームを行ったが、この窓サッシ等の交換まではしていなかった、今回、耐震工事の後に雨漏りがしているのが分かり調査したところ、窓サッシの経年劣化によるということが判明した、この窓サッシはかなり年数がたっているもので、同じ既製品がなく、今ある窓枠の外からもう一つのサッシをつけて補修を行うものである、耐震工事の際には窓枠の劣化までを調査していなかったとの答弁がありました。

委員からは、残された部分で次から次へと出てこないように、経年劣化の有無について調査すべきだ、検討してもらいたいとの意見がありました。また、耐震工事には劣化部分の補修も入っていたが、そのあたりを業者が見過ごしたのではないか、そこは設計業者に強く指摘すべきだとの意見がありました。

次に、ホッケー観客席及び屋根設置工事について、3月の当初予算で観客席の280万円を可決したが、今回備品購入費の280万円を減額した上で、一体的な工事のところで改めて900万円を計上しているが、屋根設置工事の差額分の620万円を計上するのではいけなかったのかとの質疑があり、観客席については当初280万円で購入し、場所の移動ができるアルミ製のベンチをピッチに置いておくという想定だったが、観客席を固定せず、置くだけというのは危険を伴うことから、利用される方の安全性を確保するために観客席にアンカーを入れる工事を施し、そこに屋根の工事も一体的に行う形に改めたためであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第39号令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費の見直しによる減額と、国民健康保険税の税率改正による増額と、増加相当分を調整するため繰越金を減額するものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第40号令和3年度松前町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費を増額するものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第41号令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定の補正をするものです。

保険課所管分の歳出については、人事異動に伴う人件費の減額と介護保険システム改修委託料を増額するもので、歳入については、介護保険料の改定による増額と一般管理費の減額による一般会計繰入金と介護保険料の改定による介護保険事業運営基金繰入金を減額するものです。

次に、福祉課所管分の歳出については、人事異動に伴い地域支援事業に係る給与等を増額するもので、歳入については、地域支援事業に係る給与等を増額したことに伴う事業費の増により、国、県からの交付金及び町の一般会計からの繰入金を増額するものです。

審査の過程において、職員が3名減となっているが業務に支障はないのかとの質疑があり、3名減のうち1名は保険課で、介護保険係長の職を課長補佐が兼務するため1名の減となった、あと2名は福祉課で、1名は係が再編されたことにより特別会計から一般会計に予算が組み替わり、もう1名は専門職の職員が課長補佐になり、予算は3款で計上しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第38号から議案第41号までの報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第38号の委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第38号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第39号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第39号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第40号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第41号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告どおり

り可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第42号 松前小学校放課後児童クラブ新築建築主体工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設）、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第10、議案第42号松前小学校放課後児童クラブ新築建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第42号について提案理由を申し上げます。

松前小学校放課後児童クラブ新築建築主体工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、横山出納局長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 横山出納局長。

○出納局長（横山眞史） 議案第42号について、補足して御説明いたします。

参考資料1ページをお開きください。

松前小学校放課後児童クラブ新築建築主体工事につきましては、伊予郡松前町大字筒井1188番2の旧宗意原保育所跡地に放課後児童クラブの建物を新築するもので、令和3年5月27日、5社において入札後審査型一般競争入札を行いました。

入札の結果、株式会社成武建設松前営業所が1億9,470万円の入札額で低入札調査基準価格を下回りましたので、松前町低入札調査実施要領により落札者を保留し、調査班にて対象業者に対し聞き取り調査を行いました。その後、低入札価格調査委員会を開催し審査を行った結果、工事の施工に支障がないことが確認できましたので、全員一致で株式会社成武建設松前営業所を落札者として決定しました。現在、2億1,417万円で仮契約を行っています。

議会の承認を得られた日を本契約日、工期を本契約日の翌日から令和4年2月28日までとしています。

次に、工事の概要を御説明します。

資料2ページをお開きください。

位置図になります。

工事場所につきましては、松前町大字筒井1188番2の旧宗意原保育所跡地になります。

敷地面積754.69平方メートルに、鉄骨造2階建て、延べ床面積896平方メートルの建物を新築するものです。

資料3ページをお開きください。

配置図になります。

次に、資料4ページをお開きください。

1階平面図になります。

資料5ページをお開きください。

2階平面図になります。

資料6ページから7ページは、立面図になります。

次に、入札の執行状況の説明を行います。

資料8ページをお開きください。

入札執行表になります。ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額になります。予定価格2億1,843万600円に対して、落札額は1億9,470万円になりますので、落札率は89.1%になります。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） これから、多分これ委員会付託になって委員会を開くんですけど、町長に出席がかなわんちゅうことで、ちょっと町長にお聞きしたいんですけど、これ決定事項ですよ。去年も僕、一般質問をさせてもらうて、今回もほかの議員から出たときに、町長の例え話、物すごい分かりよかったんやけど、この最低基準価格、これから仮に言うたら1万円とか5万円とかちょっと下、ほで、その線より上が300万円、ここを落としたら300万円余分にかかるんで、下のほうでも捨てやれるそういう制度を残しておいて、低入札価格調査制度というんか、そういう制度は残しながら、言うたらちょっと下で税金をたくさん、経済的にも有利なんじゃと、こういうことで捨てやるといふ考え、これはかなり僕も納得して、それええことやなと思いつたところが、今回の入札結果は町長がいう捨てやるじゃなくって、今回のは最低制限価格の3万円ぐらい上、ぎりぎり3万円の上、ほで、これ今落札いうて決定されとるのは500万円からの差があるんよ、516万円か。

じゃあ、町長が言う、ちょっと下をすくって税金面でも有利やないかと、最低基準価格というんがあつて、それよりちょっと下を失格にすると、今度はどんと上やったら経済的にもちょっとむちゃやと。今回決定されたやつは、これの逆なんよ。

それと、3回しか質問ができませんので、町長にそこのお答えと、もう一点この低入札委員会、これがどういうふうな内容でこういうふうな答えを出したのか、僕は町長の意に即してないと思う。それが2つ目。

ほで、もういっちょ聞きたいんが、今年度から出納局、これを設けて部長級の局長を置いて、公告を見るとかなり直工費が今まで70%というんが、さっき資料をもろうたんやけど、多分今回の入札に関しては90%を切ったら失格になりますよというんで、1億6,800万円で入れとる業者は多分失格になったんや。僕は、今回出納局ができたもんで、だんだん県のそれに近なるんかなと。

一般質問の町長のお答えを聞いて、ああちょっと下、確かにほうやと。最低ラインからちょっと下の人を捨てやると、そりゃ確かに有利やなというところなんやけど、基本はこの最低基準価格なんよね。ほで、今回は町長の例え話と大きくずれるんやけど、それとそういうふうな公告を今回出して、業者なんかも多分、ああ町のやり方変わったんやなというふうなところを考えてもろうたらええんやけど、そんなことないと、90%以上でちょっと入れとったら、松前は低入で通るんじゃというようなことで、これダンピングとは言いません、ダンピングとは言わんけど、安値競争向いていきよんかなと。この結果を踏まえてみると。今後も業者はそういう目で見て、松前やったら何ぼでも通るんじゃがというような、ちょっと残念な結果なんやけど、町長のお答えと、誰が答えるか知らんけど、低入委員会の内容。

それともういっちょは、ちょっとずれとるかも分からんけど、今後の出納局、もう今までどおりやっていくんか、全くちごた入札制度にするんか、ちょっとそこらを3点お聞かせ願います。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 低入札価格調査制度というのは、やはり最低制限価格制度でありますと一定の額、8割前後の額で決めるんですけど、その額を下回った入札は1万円、1円でもそれより下やったら落札はできないという制度です。その場合に、さっき議員もおっしゃるように、1万円下のやつとか2万円下のやつを今まで失格にしてたわけですが、最低制限価格制度であれば。

でも、それはその価格でしっかりと品質を確保して工事ができるんなら、それを落札業者として決定したほうが町としては得になるから、その余地を残すために、一定の工事については最低制限価格制度をやめて新しく低入札価格調査制度を設けて、ただし下がった人については、その額でもってきちんと品質が確保できた工事が実施できるかどうかというのを調査をした上で、できるということであれば、その方を落札者とすると、こういうふうな制度としてその制度を採用しているわけでありませう。

松前町の場合は、制限価格、予定価格が5,000万円以上の工事についてその制度を導入

しております。その制度を入れたら、議員がおっしゃるように1万円、2万円やからセーフとか、それが300万円やからアウトとか、そういうことにはならなくて、入れていただいたその低価格調査金額、その額より下回ったやつのもってその工事が品質を確保して実施できるかどうかの判断になってきます。1万円やからアウト、セーフ、500万円やからアウトということではなくて、その額でやれるかどうかの調査をすると。それで、やれるだろうなあということが大体うかがえることになれば、それを落札者として決定することになります。

ですから、今回の場合は500万円ほど低いんでしょうか、500万円弱低いんですけれども、調査班で調査をして、これはどういうことをやっているのかということをおっしゃられました。業者からどうしてその額が算出されたのか、入札額を。その資料を提出をいただいて、安く見積もってるところなんかもありますけど、その安く見積もってるところが何でその安い額でできるのかというのを聞き出しをして、例えば仕入れが安くできるんだとかそういう具体的な理由を教えてください、その主張されることがそうだなと思わせるものがあれば、一応セーフにすると。それを積み重ねていって、全体として品質が確保できた工事になるかどうかということ判断して、落札者とするかどうかを決定しております。

ですから、まずは技術の職員の人が業者から聞き取りをしまして、その結果を調査委員会という我々がメンバーとなっておりますし、また県のOBで建設技術センターというところの方も委員になってもらっていただいておりますが、その結果を我々が説明を受けて、その上で判断をすると、こういう形をしております。

ですから、額が1万円やからとか500万円やとかではなくて、下がったそれより低い額についてきちっとできるかどうかを、その都度具体的に判断するというところでやっておりますので、御理解をいただいたらと思います。

それから、出納局になって県と同じようにやるんじゃないかということですが、県も同じように低入札価格調査制度を入れてる工事もございますが、県はちまたに流れているうわさでは、低入札をされた方はみんな辞退されるというような、こういうちまたのお話があるようですけれども、全部辞退されたらしょうがないですよ。松前町の場合は、辞退していただいたら、それは同じように扱うわけですが、皆さん辞退されませんので、調査をした結果、品質の確保ができるということであれば採用せざるを得ないということになっております。

出納局ができたから変わったかということについては、制度としては大きく変えておりません。ただ、この前も答弁しましたが、議員もおっしゃられましたように、あまり低い額を認めていくと、その低い額でないと工事が取れないということで、低い額での競争になってしまうと。そのことが、結果として町内の業者の人が疲弊すると、次の工事の準備

ができないとか、そういうことでだんだんだんだん経営的に苦しくなってくるということになるということも可能性がありますので、そこらあたりは我がほうとしても配慮をしないといけないということで、この4月から経費を一定以上切った場合には、自動的に失格にするという制度の経費の足切幅を上げまして、低入札のほうに対して厳しくしております。

そういうことを考えながら、町が安く落として工事をするということと、町内業者が健全に経営ができるように育成していくと、その両方のさじ加減をうまく取っていくということを考えてやっておりますので、その点についても御理解ください。

なお、今回の入札を踏まえて、またちょっと問題点も浮かび上がったところもございますので、来年度に向けてどういうふうに制度を変えていくか検討していきたいというふうに思っているところです。とにかく、絶えず検討をして、双方にとっていい制度にしていきたい、こういうふうに考えているところです。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 町長の答弁、そりゃあもう町長、よう分かるんです。ほで、町長も県におった人じゃけん、多分分かるんだけど、県とか松山市は低入を2回するとペナルティーというんがあるんです、業者に。松前町はペナルティーもないんで、もう当たり前かのようにこうやってやってくる。県や市は、2回低入の札出したらペナルティーいうんがあるんで、このペナルティーが欲しくないんで、言うたら低入札の金額を入れるとあしきこと、わしら悪いことしたんじゃいう認識があるんです。松前町は逆なんです。おい見てみいや、おい取ったるわい、低うても通るんじゃがって胸が張れる、もう全然違はんよ。それでええか悪いかというんはこっち置いといて。

それと、お言葉なんやけど、町長。できるかできんか、その調査をするんじゃと。

時間はかまんですか。

○議長（加藤博徳） どうぞ。

○11番（村井慶太郎議員） できるかできんかを、それを調査するんじゃいうけど、この入札業者はみんな請負業者なんです。一番下の札があらいな、2億何ぼに対して1億6,800万円、ここは失格になったんやけど、これでうちできますよと、設計書ももろとるはずなんです。ほで、材料も全部、何の何に使え、これ使え、大きさも全部分かつとんよ。それを踏まえて、うちこれでできますよいうて入札しとるんじゃけん、そういう請負業者に対して行政が、あんたとここれ低入やけどできるんかな、できるけんこの金額を書いてきとんです。できん金額なんか、まず書かんです。もしこれが通っても、うちはできますよいう金額を入れる、これが請負業者なんです。

やけん、役所でできるんかできんのかいうんを審査するんもおかしい。そりゃもう、当

然できます言いますよ。自分が金額を書いた金額で、行政がこれできますか。できませんという業者はおらんです。できるけんこそ、自分とかが積算して、言うたら鉄筋も安く買える、何も安く買えるということで、自分とこで積算してこういう金額出してきとんやけん、できん業者はおらん、まず。今後も。自分が書いた100円でできるというのに、100円じゃできんという人はおらんのやけん。やけん、それは委員会がどういうふうな僕も内容でやっていきよんか全然分からん。

それと、僕はこの出納局ができて、最初に公告もちょっと値も上げた、パーセントも上げてくれた、ああ県に近づいていくんかなというたら、これ出納局ができて議会承認案件で第1発目なんよ。第1発目で、町長が言うんも分かるんやけど、多分業者は低価格競争やなという認識でおると思う。僕は、物すごい残念な。

それとあと、ちょっと聞きたいんやけど、このついでにお聞きしたいんやけど、これ町長に聞いてええんかどうかわらんけど、議会には議運いうんがあるんです。僕も議運のメンバーなんやけど、そこで追加議案の予定はありませんと、こういう報告を受けたんで、ないことないやろうかと。5月の末に議会承認案件の入札があって、中身は分からんよ、低入になったかどうか。でも、5月の末に2億円からの入札しといて、6月の頭に議運というんがあったんです。そんなときに、追加議案の案件はございませんと、予定はないんじやと。

僕も黙っとつたらええんじやけど、ばかやけん、敵に塩を送るやないけどわあわあ言うて、何でないんぞと、2億円からの工事やったろうかと、入札したろうかと、最終日に出てくるはずやと言うて、町長。僕、これ言わんかったら、多分これ今日初めて見ると思うんよ。ほで、町長も議会对応はかなりしてくれよる思う。僕はもう、前より大分丁寧だなと思ひよんやけど、今回はこれひょっこり出てくるはずやった。それを僕がわあわあ言うてやっとな出てきて、それもこれは発表いうか、あれが知ったんが18日に決定したんかな。入札からかなり長い、委員会が8日か9日にやるんやったけど、10日もたって議会に知らせて、10日間、何日開いたかわらんけど、ちょっとだまし討ちみたいなんはやめてほしい。議会に対して、これが最終日にピョーンと出て、今日なんかこんな質問もできんかったはず、ひょっこり出されたら。こんな火事場泥棒やないけど、こういうふうな行為はやめてほしい。これは誰が答えるんかわらんけど、もう3回しかないんで、ちょっとそこらは、委員会のできるかできんか論は、できるけん金額を書いとんやけん、そのことはちょっと僕は論外かなと。この線に近いとこで取ってほしい、最低の線に。

○議長（加藤博徳） ちょっとお待ちください。

今12時を過ぎましたが、いましばらくは続けさせてもらうことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） それでは、いましばらく続けさせていただきます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） まず、ペナルティーの件ですけど、松前町もペナルティーはあります。県なんかもペナルティーの内容は、松前町のペナルティーはちょっと厳しくないんです。県のほうが厳しいんですけど、その理由は何でかと言いますと、県は予定価格の事前公表をしています。松前町は事前公表をしてないので、言うたら予定価格が分からない状態で入札をされているということですので、あまり厳しくし過ぎると業者に対する負担が大きくなると。

県の場合は、予定価格が分かってて下げてきてるわけですから、突っ込んできてるのは、最低価格は大体予想がつきますから、予想する中で下へきてるわけですから、それはやり過ぎだろうという感覚で、例えば入札に参加できない期間があったり、そんなことで厳しくやっていますが、松前町の場合は予定価格が分からない中でやっておられるので、そこまで厳しくするのは業者に対して酷だろうなあということで、そこまでは採用しておりませんが、例えばきちっとした工事をやってもらわないといけませんので、専任技術者を置きなさいとか言うんです、兼務でいるのは駄目だと。専任技術者を置きなさいとか、人数について厳しくするとか、そういう形でのペナルティーは設けております。

それから、調査の内容が、業者はそもそもできるんで出してきてるんやから調査そのものが、すること自体がおかしいんじゃないかみたいな御質問だったと思いますが、そう言ってしまうと制度自体が成り立たなくなりますので、やっぱり調べていく、松前町でも失格にしたケースはあるんですけども、業者が言ってきてても、これは何ぼでも無理だろうと、いわゆるダンピングに当たるだろうと感じるような内容のものがあるのはあります。きちっと聞き取りをした結果として、その価格でできるなあと思わせるのもあります。

ですから、その調査については、我々も必死で質問もし検討しておりますので、信頼をいただいたらと思っておりますが、そこを疑うと制度そのものが成り立たなくなります。

それともう一つ、あまりにそれがいかんということであり、かつそれが松前町の業者を疲弊させているということであるならば、それは業者の方の御意見も聞かんといかんのですけども、それならばそもそも低入札調査価格制度はやめるという選択肢もあるわけです。

ですから、そのあたりも踏まえて、やめることも踏まえた、今後検討を進めていきたいと。業者の意見も聞きながら、町内業者を育成するというのは大事なことだと思っておりますので、町内業者の皆さんの御意見も聞きながら、改めて制度の検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） これ最後になります、ちょっとずれるんやけど、しばらく辛抱して聞いてください。

町長から、専任技術者というお言葉と、町内業者から聞き取りというか検討してというか、話を聞いてみたいなんがあったんやけど、町内業者から聞くと、行政は来てくれると、確かに。僕らの意見、それ吸い上げてくれるのと言うたら、いやそれはできませんと、こうなりましたって事後報告なんよ。地元業者の意見なんか全然聞いてくれんいうて苦情が来とんです。ほで、議会には地元業者も意見聞きましたみたいなん言いよるけど、意見は聞いてない、報告に行っとるだけいうことで、まあまあそりゃあええわ。

それと、話もうちょっとずれるんやけど、専任技術者ということで、僕も前から実態調査をしてくださいと。言うたら、ペーパー会社やない、幽霊会社やないかどうか実態調査してくださいという話はしとんじゃけど、この専任技術者を1名その事業所に置かないかかんいう決まりになつとんやけど、僕が抜き打ちで検査してくれというのに、今はどうか知らんです、いまだに何月何日何時に行きますと、おってくださいと。告知してから行ったら、幽霊会社やろうがペーパー会社やろうが、役所が来るんじゃけん、どうにかこうにか形つくるんよ。

ほやけん、抜き打ちで行ってもろうて、こんにちはどうていって留守やったりと思うんです。事務員もおらんかったり、電話の連絡もつく思うんやけど、今来とんやけどということ抜き打ち検査してくれというのに、専任技術者がおるかどうかみたいな検査は、わざわざ告知して、何月何日何時に行きますよいうて、よっぽど抜けた人じゃないと、誰でも多分役所からそういう電話があったら、絶対どんな用事があってもそこに専任技術者を1人置いて、事務員でも1人ぐらい置いとると思う。

僕は、その調査の仕方もちよっと考えてもらいたい。出納局、新しいのができたんやけん、せつかく。ちょっと話がそれるけん、細かいことはまた委員会で聞きますんで、3回目になりますので、これで終わります。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 1点目、意見を聞いてないというお話ですけれども、私が直接意見を聞く場には出向いたことはございませんが、土木部会という組織が建設業者の方でつくっておられる町内の組織がございますので、そちらのほうと意見交換をしているという報告は受けておりますので、私はしておるといふふうに理解をしております。

それとあと2番目のお話は、準町内とか町内という業者の振り分けを、準町内業者、町内業者という認定をしておるわけですけども、その認定の仕方が、実際には事務所の実態がないのに認定してるんじゃないかという、そういう御指摘であろうと思いますけれども、そういううわさとか話は耳に入っております。したがって、このあたりは厳正にやっていくように今後努めたいと思っております。

以上です。

(11番村井慶太郎議員「よろしくお願いします」の声あり)

○議長(加藤博徳) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第42号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

なお、本議案の審査は、この後、休憩中に総務産業建設常任委員会を開催し、審査をお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後0時11分 休憩

午後4時14分 再開

○議長(加藤博徳) 本会議を再開いたします。

西村元一議員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

議案第42号松前小学校放課後児童クラブ新築建築主体工事請負契約の締結について、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第42号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査の過程において、追加議案はないと言っておきながら急に出してきた、議会提出の経緯はどの質疑があり、6月議会に上程するつもりでいたが、低入札調査案件となったため上程することができなかった、低入札調査になったとき、議長に今の状況の報告、申入れができていなかったとの答弁がありました。

議会は何を出しても可決してくれると思われているのなら、議会軽視である、手順を踏み、臨時会、9月議会でしっかり出してほしかったとの意見がありました。

最低価格調査制度を設けたのは、今まで1万円下がった者を否決し、100万円高い者を落札者にするのはもったいないということで最低価格調査制度をつくったはずである。前回は金額で説明し、今回、委員長が質疑したときにはパーセントで答弁している、もう少し考えて発言をしていただきたい、他市町の入札では、業者は調査基準価格を下回らないように積算している、松前町の場合は、調査基準価格を下回っても、町独自の町設計によ

る判定額を上回っている場合は、低入札価格調査制度を適用して業者ヒアリング等を行い、適正施工ができるのか確認をすることにより判断しているとのことだが、基準額を定めて入札金額だけで判定するようガイドラインを作成してはどうかとの意見がありました。

また、4月からの制度の見直しにより、判定基準となる率を引き上げていることについての質疑があり、国の方針が平成31年3月から変更になったことに基づき変えたものであり、その理由はダンピング防止であるとの説明がありました。

制度の見直しをさらに行い、判定基準となる率をさらに上げることにより、できるだけ低入札審査案件に該当しないようにしてもらいたい、町内業者育成のためにも、ぜひやってもらいたい。

次に、町長から説明のあった基準価格から1万円低い場合に救済するのは理解できるが、今回の場合は基準価格に対して3万円高い業者を排除して、基準価格から500万円低い業者の低入札審査を行い仮契約を行っている、基準価格にほぼ一致している3万円高い業者を排除することは理不尽であると感じている、ルールを見直してもらいたい。

そのほか、5,000万円以上と未満で異なる制度を採用しているが、予定価格を事前公表したら解決するのではないかとの意見や、本会議での質疑で、調査基準価格の廃止も含めて検討するとの町長答弁があったが、低入札審査を導入した以降の実績を整理して検討してもらいたいとの意見がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第42号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告どおり可決されました。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管の事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たりまして、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議長の許可をいただきましたので、令和3年第2回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。おかげをもちまして、提案させていただきました全ての議案について議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして、十分配慮してまいります。

さて、新型コロナワクチン接種に関しまして、先日18日に町内の18歳以上65歳未満の皆様へ接種券を発送しました。

6月24日からは、65歳未満の基礎疾患のある人について予約の受付を開始します。

6月24日から7月7日までの期間は、基礎疾患のある人の優先予約期間としていますので、この期間は基礎疾患のない65歳未満の人は予約できません。基礎疾患のない人が誤って予約をした場合、当日接種を受けられないことがありますので、接種券に同封しているチラシで必ず基礎疾患の人の範囲を確認してから予約していただきますようお願いいたします。

基礎疾患のない65歳未満の方の予約につきましては、ワクチンの供給が確認でき次第、改めてはがきで予約開始日をお知らせいたします。予約方法につきましては、65歳以上の高齢者の方と同様です。電話、またはインターネットでお願いします。

2回目の接種については自動的に予約され、1回目の接種から一定の間隔を空け、1回目と同じ会場、同じ曜日、同じ時間に設定されます。

なお、職場や大学で接種をする人は、二重に予約しないよう注意していただきますよう

お願いいたします。

松前町内のワクチンの接種状況は、6月18日現在、6,152人に1回目の接種を実施し、このうち2,160人については2回目の接種も完了しております。現在のペースで接種が進めば、11月末までには完了できる予定です。

なお、昨日、当町のワクチンの集団接種で、注射器へのワクチン充填漏れによる誤接種、誤って接種をするということが発生をいたしました。御本人や御家族、地域の皆様には御迷惑をおかけし、心からおおびを申し上げます。今後は、各作業での確認作業を強化し、再発防止に努めたいと考えています。

ワクチンを受けた人は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防できると期待されていますが、他の人への感染をどの程度予防できるかはまだ十分に分かりません。

また、引き続き変異株には警戒が必要でありまして、ワクチン接種が徐々に進んでいく今の段階では、ワクチンを受けた人も受けていない人も、共に社会生活を営んでいますので、ワクチンを受けた後も、マスクの着用や3密回避などの感染予防対策を継続していただきますようお願いいたします。

最後に、これから暑さも日増しに厳しくなっていますが、議員各位におかれましては一層御自愛くださいますとともに、町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） これにて令和3年松前町議会第2回定例会を閉会いたします。

午後4時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 稲 田 輝 宏

松前町議会議員 藤 岡 緑

